

第2次北秋田市総合計画

後期基本計画

第2期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和3年度～7年度)

(素案)

秋田県 北秋田市

令和2年12月

〔目 次〕

| | |
|--|----|
| 第1章 総 論 | 1 |
| 第1節 後期基本計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 総合計画の構成と期間 | 2 |
| 3 基本構想の概要 | 5 |
| 4 計画の施策体系 | 6 |
| 第2節 目標人口について | 7 |
| 1 将来目標人口の設定 | 7 |
| 2 将来人口の推移 | 9 |
| 第2章 後期基本計画 | 12 |
| 後期基本計画について | 12 |
| 1 後期基本計画について | 12 |
| 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略） | 13 |
| 戦略1 産業振興による仕事づくり・稼ぐ地域づくり | 13 |
| 戦略2 北秋田市への新たな人の流れをつくる移住・定住の促進 | 13 |
| 戦略3 結婚・出産・子育てをかなえる切れ目のない支援の推進 | 14 |
| 戦略4 住み続けたい、安心を築く地域社会の形成 | 14 |
| 基本理念1 健康でしごとにはげむ活力あるまちづくり | 15 |
| 施策1-1 地域医療の充実（医療） | 15 |
| 施策1-2 健康づくりの推進（健康・保健衛生） | 17 |
| 施策1-3 農業・畜産の振興（農業・畜産業） | 19 |
| 施策1-4 林業の振興（林業） | 21 |
| 施策1-5 商業の振興（商業） | 23 |
| 施策1-6 観光・レクリエーションの振興（観光） | 25 |
| 施策1-7 工業の振興（工業） | 27 |
| 基本理念2 お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり | 29 |
| 施策2-1 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立（地域コミュニティ） | 29 |
| 施策2-2 地域福祉の充実（地域福祉） | 31 |
| 施策2-3 高齢者福祉の充実（高齢者福祉） | 33 |
| 施策2-4 障がい者福祉の充実（障がい者福祉） | 35 |
| 基本理念3 命のたいせつさを学び文化をはぐくむ豊かなまちづくり | 37 |
| 施策3-1 安心して結婚・出産・子育てできる環境の充実（結婚・出産・子育て） | 37 |
| 施策3-2 学校教育の充実（学校教育） | 40 |
| 施策3-3 生涯学習の充実（生涯学習） | 43 |
| 施策3-4 芸術・文化の継承と振興（芸術・文化） | 46 |
| 施策3-5 スポーツの振興（スポーツ） | 49 |

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 基本理念 4 | 自然を愛し環境をととのえる美しいまちづくり | 51 |
| 施策 4-1 | ごみの減量化推進と適正な処理（ごみ処理） | 51 |
| 施策 4-2 | 地球温暖化対策の推進（環境） | 53 |
| 施策 4-3 | 道路網の充実（交通網） | 55 |
| 施策 4-4 | 住環境の整備（住環境） | 57 |
| 施策 4-5 | 雪対策の充実（雪対策） | 60 |
| 施策 4-6 | 下水道等の整備（下水道） | 62 |
| 施策 4-7 | 上水道・簡易水道の整備（上水道・簡易水道） | 64 |
| 施策 4-8 | 公共交通の維持・確保（公共交通） | 66 |
| 基本理念 5 | みんなで力をあわせる住みよいまちづくり | 68 |
| 施策 5-1 | 地域防災体制の充実（防災） | 68 |
| 施策 5-2 | 消防・救急体制の充実（消防・救急体制） | 71 |
| 施策 5-3 | 交通安全の推進・防犯体制の強化（交通安全・防犯体制） | 73 |
| 施策 5-4 | 消費者保護の推進（消費者保護） | 75 |
| 施策 5-5 | 男女共同参画社会の実現（男女共同参画） | 77 |
| 施策 5-6 | 移住定住の促進（移住・定住） | 79 |
| 施策 5-7 | 行財政改革の推進（行財政改革） | 82 |
| 施策 5-8 | 地域間交流の推進（地域間交流） | 86 |
| 施策 5-9 | 新しい生活様式への対応（新しい生活様式） | 87 |

第 1 章 総 論

第 1 節 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

北秋田市（以下「本市」）では、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として北秋田市総合計画（平成 18～27 年度）を策定し、将来像である「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市を実現するため、各種施策や事業を推進してきました。

この間、少子高齢化の進展による加速度的な人口減少やそれに伴う経済規模の縮小や地域活力の低下、新しい生活様式への対応など、本市を取り巻く情勢は大きく変化し、社会経済環境をはじめ、様々な分野に大きな影響を及ぼしています。

そのため、これまで以上に地方の個性や活力を活かした地方創生と持続可能なまちづくりの推進が求められており、本市においても喫緊に取り組まなければならない最重要課題と位置付け、「定住人口の増加」、「交流人口の増加」、「特色ある地域づくり」を積極的に推進しています。

また、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と市民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況にあります。

このようなことから、平成 27 年 12 月に本市の今後目指すべき将来像を「住民が主役の“もり”のまち」とし、令和 7 年度を目標年次とする基本構想を定め、その達成のために取り組む施策の体系と執行体制を明確にするため、第 2 次北秋田市総合計画（以下「第 2 次総合計画」）を策定しました。

前期基本計画の計画年度が令和 2 年度で終了することを機に、総合計画の目標達成に向けてその進捗状況や実績を検証するとともに、住民と行政が連携、協働して地域資源を生かしたまちの活力や魅力を高めていく施策展開を図り、地方創生のさらなる推進に向けて、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 2 期総合戦略」）を一体的に策定します。

2 総合計画の構成と期間

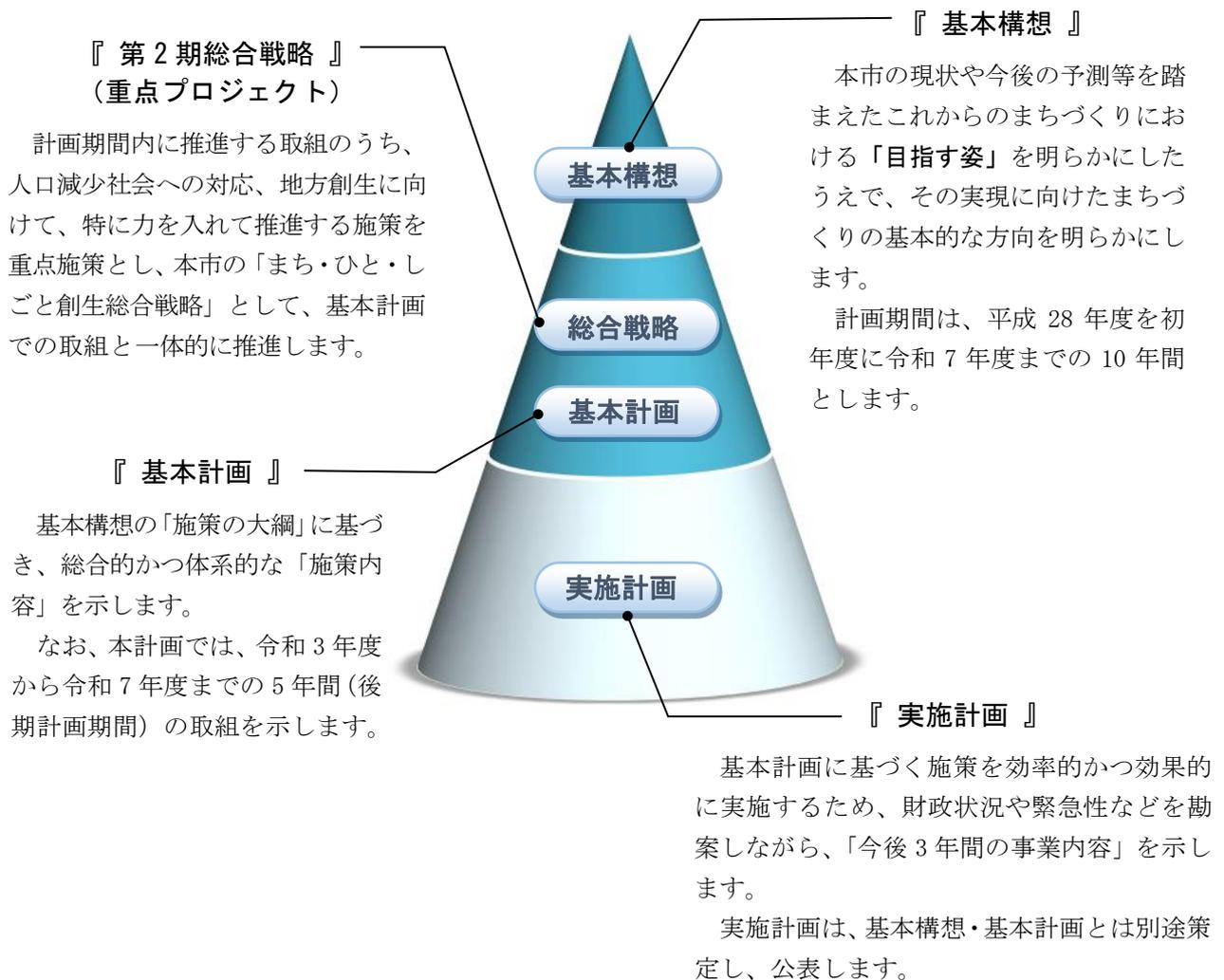
(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

各計画の役割及び計画期間は、次のとおりです。

なお、地方創生に向けて推進を図る「第2期総合戦略」については、後期基本計画での取組と相互に連動した事業の推進を図ります。

図表 計画の構成



(2) 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

| | |
|---------------|-----------------|
| 〔基本構想〕 | 平成28年度～令和7年度 |
| 〔基本計画〕 | 前期 平成28年度～令和2年度 |
| | 後期 令和3年度～令和7年度 |

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

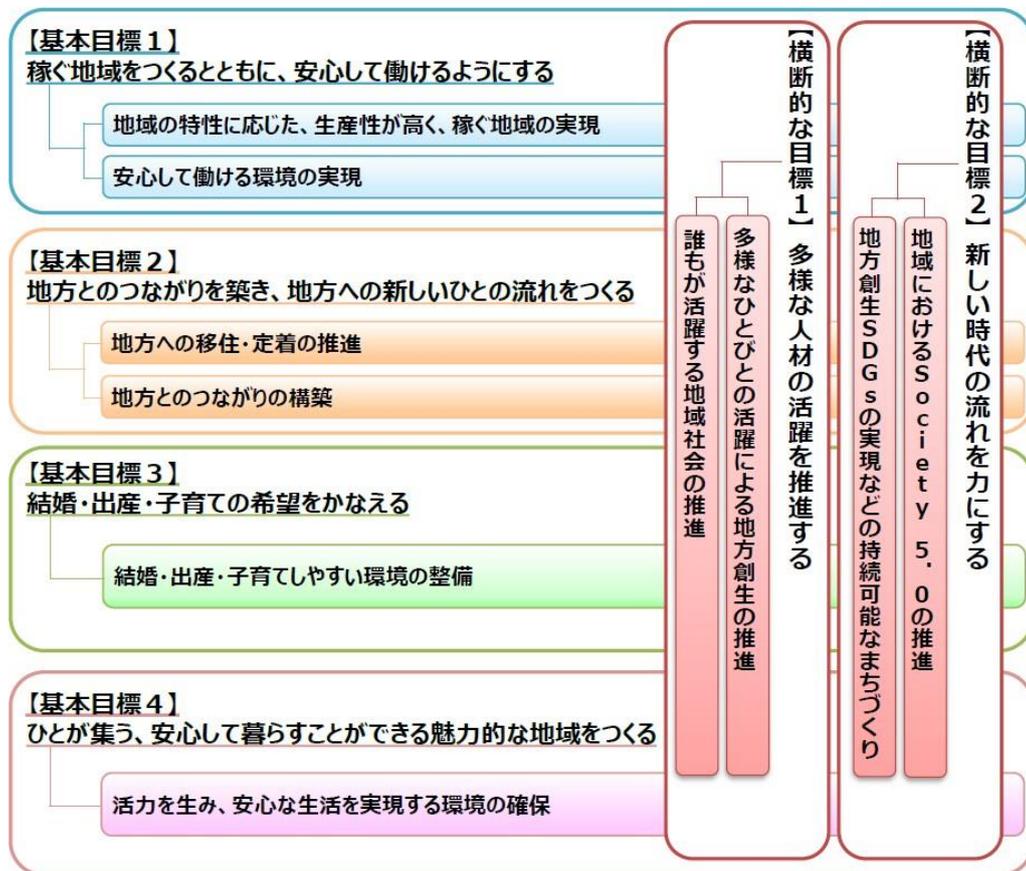
地方創生は、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、具体的には、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望を叶え、生活面の充実を図るとともに、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することで、地域経済を強くしていくことを目指します。

また、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めを掛けたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要があります。

そこで、国及び県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、基本計画及び重点プロジェクトを、まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として一本化し、地方創生に向けた戦略的な取り組みとの整合を図ります。

なお、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度～2024年度）」においては、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正とともに目指すため、以下のとおり、次の4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的な目標が新たに設定され、これらの目標の下に取り組むこととしています。

図表 国の第2期総合戦略体系



資料：第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

また、横断的目標のうち「新しい時代の流れを力にする」の中には、「地域における Society5.0^{※1}の推進」「地方創生 SDGs^{※2}の実現などの持続可能なまちづくり」の2つの目標が掲げられており、今回の総合戦略から SDGs の視点を取り入れ、戦略ごとに SDGs のゴールを関連付け、マーキングしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1Society5.0:「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society)。

※2SDGs:持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

3 基本構想の概要

第2次総合計画では、将来像「住民が主役の“もり”のまち」を掲げ、5つの基本理念からなる10年間の基本構想を定めています。

将来像

住民が主役の“もり”のまち

～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～

本市は、『森』吉山を始めとする自然資源の豊富さ（県内一の『森』林面積）があり、市内全域が豪雪地帯（一部、特別豪雪地帯）に指定されるほど、雪が積『もる』市でもあり、市民意識調査においても本市の良さとして残したいところ（良いところ、好きなところ、愛着がもてる場所）として、「自然」「森吉山」という意見が数多く寄せられています。

このような本市の特性・特徴を踏まえて、森吉山や雪等の自然資源を最大限に活かしながら、今後の最重要課題として位置づけられる人口減少の抑制に向けて、市民を主役に市民相互のぬく『もり』や見ま『もり』を大事にし、地域全体を『もり』上げることを目指します。

将来都市像（目指すまちの姿）の実現にあたっては、市政全般での取り組みが必要であり、この取り組みに向けて、基本理念に基づく以下の5分野を政策分野として設定し、今後のまちづくりを進めていくこととします。

まちづくりの基本理念

- 1 健康で しごとにはげむ 活力あるまちづくり
- 2 お互いが 尊敬し支えあう 明るいまちづくり
- 3 命のたいせつさを学び 文化をはぐくむ 豊かなまちづくり
- 4 自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり
- 5 みんなで 力をあわせる 住みよいまちづくり

4 計画の施策体系

◎ = 重点プロジェクト

(将来像)

住民が主役の
”もり“
のまち

基本理念1 健康でしごとにはげむ活力あるまちづくり

- 施策1-1 地域医療の充実（医療）
- 施策1-2 健康づくりの推進（健康・保健衛生）
- ◎ 施策1-3 農業・畜産の振興（農業・畜産）
- ◎ 施策1-4 林業の振興（林業）
- ◎ 施策1-5 商業の振興（商業）
- ◎ 施策1-6 観光・レクリエーションの振興（観光）
- ◎ 施策1-7 工業の振興（工業）

基本理念2 お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり

- ◎ 施策2-1 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立（地域コミュニティ）
- 施策2-2 地域福祉の充実（地域福祉）
- 施策2-3 高齢者福祉の充実（高齢者福祉）
- 施策2-4 障がい者福祉の充実（障がい者福祉）

基本理念3 命のたいせつさを学び文化をはぐくむ豊かなまちづくり

- ◎ 施策3-1 安心して結婚・出産・子育てできる環境の充実（結婚・出産・子育て）
- ◎ 施策3-2 学校教育の充実（学校教育）
- ◎ 施策3-3 生涯学習の充実（生涯学習）
- 施策3-4 芸術・文化の継承と振興（芸術・文化）
- 施策3-5 スポーツの振興（スポーツ）

基本理念4 自然を愛し環境をととのえる美しいまちづくり

- 施策4-1 ごみの減量化推進と適正な処理（ごみ処理）
- 施策4-2 地球温暖化対策の推進（環境）
- 施策4-3 道路網の充実（交通網）
- ◎ 施策4-4 住環境の整備（住環境）
- ◎ 施策4-5 雪対策の充実（雪対策）
- 施策4-6 下水道等の整備（下水道）
- 施策4-7 上水道・簡易水道の整備（上水道・簡易水道）
- ◎ 施策4-8 公共交通の維持・確保（公共交通）

基本理念5 みんなで力をあわせる住みよいまちづくり

- ◎ 施策5-1 地域防災体制の充実（防災）
- 施策5-2 消防・救急体制の充実（消防・救急体制）
- 施策5-3 交通安全の推進・防犯体制の強化（交通安全・防犯体制）
- 施策5-4 消費者保護の推進（消費者保護）
- ◎ 施策5-5 男女共同参画社会の実現（男女共同参画）
- ◎ 施策5-6 移住定住の促進（移住・定住）
- 施策5-7 行財政改革の推進（行財政改革）
- ◎ 施策5-8 地域間交流の推進（地域間交流）
- ◎ 施策5-9 新しい生活様式への対応（新しい生活様式）

第2節 目標人口について

1 将来目標人口の設定

将来人口の推移、目標人口の検証結果を踏まえ、第1期総合戦略に設定した目標人口の実現に向けて継続して取り組むこととします。

- 将来人口の目標値：令和22年（2040年）に人口19,388人
令和42年（2060年）に人口11,944人

（1）目標人口の検証

目標人口との実績推移の比較では、概ね計画どおりの推移となっています。

| 種別 | 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------|------------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 目標値（社人研） | 32,939 | 32,304 | 31,669 | 31,035 | 30,400 | 29,765 |
| | 目標値（市独自） | 33,027 | 32,413 | 31,799 | 31,184 | 30,570 | 29,956 |
| | 実績値（住基ベース） | 33,912 | 33,265 | 32,576 | 31,884 | 31,235 | |
| | 実績値（国調ベース） | 32,863 | ※ 32,216 | 31,526 | 30,834 | 30,185 | |
| 年少人口 (0～14歳) | 目標値（社人研） | 2,888 | 2,789 | 2,691 | 2,592 | 2,494 | 2,395 |
| | 目標値（市独自） | 2,906 | 2,799 | 2,702 | 2,605 | 2,508 | 2,410 |
| | 実績値（住基ベース） | 2,925 | 2,831 | 2,761 | 2,638 | 2,516 | |
| | 実績値（国調ベース） | 3,047 | ※ 2,898 | 2,811 | 2,704 | 2,592 | |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 目標値（社人研） | 16,595 | 16,091 | 15,588 | 15,084 | 14,581 | 14,077 |
| | 目標値（市独自） | 16,646 | 16,145 | 15,651 | 15,157 | 14,662 | 14,167 |
| | 実績値（住基ベース） | 17,205 | 16,700 | 16,075 | 15,485 | 15,075 | |
| | 実績値（国調ベース） | 16,384 | ※ 16,033 | 15,459 | 14,861 | 14,404 | |
| 老年人口 (65歳～) | 目標値（社人研） | 13,456 | 13,423 | 13,391 | 13,358 | 13,326 | 13,293 |
| | 目標値（市独自） | 13,475 | 13,469 | 13,445 | 13,423 | 13,400 | 13,378 |
| | 実績値（住基ベース） | 13,782 | 13,734 | 13,740 | 13,761 | 13,644 | |
| | 実績値（国調ベース） | 13,307 | ※ 13,285 | 13,256 | 13,269 | 13,077 | |
| 出生数 | 目標値（社人研） | 149 | 144 | 139 | 133 | 128 | 123 |
| | 目標値（市独自） | 165 | 160 | 155 | 151 | 146 | 141 |
| | 実績値 | 153 | 156 | 124 | 130 | 93 | |
| 死亡数 | 目標値（社人研） | 645 | 648 | 651 | 653 | 656 | 659 |
| | 目標値（市独自） | 645 | 648 | 651 | 653 | 656 | 659 |
| | 実績値 | 581 | 686 | 666 | 608 | 622 | |

| 種別 | 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 自然増減 | 目標値（社人研） | ▲ 496 | ▲ 504 | ▲ 512 | ▲ 520 | ▲ 528 | ▲ 536 |
| | 目標値（市独自） | ▲ 480 | ▲ 488 | ▲ 495 | ▲ 503 | ▲ 510 | ▲ 518 |
| | 実績値 | ▲ 428 | ▲ 530 | ▲ 542 | ▲ 478 | ▲ 529 | |
| 社会増減 | 目標値（社人研） | ▲ 183 | ▲ 167 | ▲ 151 | ▲ 134 | ▲ 118 | ▲ 102 |
| | 目標値（市独自） | ▲ 183 | ▲ 167 | ▲ 151 | ▲ 134 | ▲ 118 | ▲ 102 |
| | 実績値 | ▲ 193 | ▲ 117 | ▲ 148 | ▲ 214 | ▲ 120 | |

（留意事項）

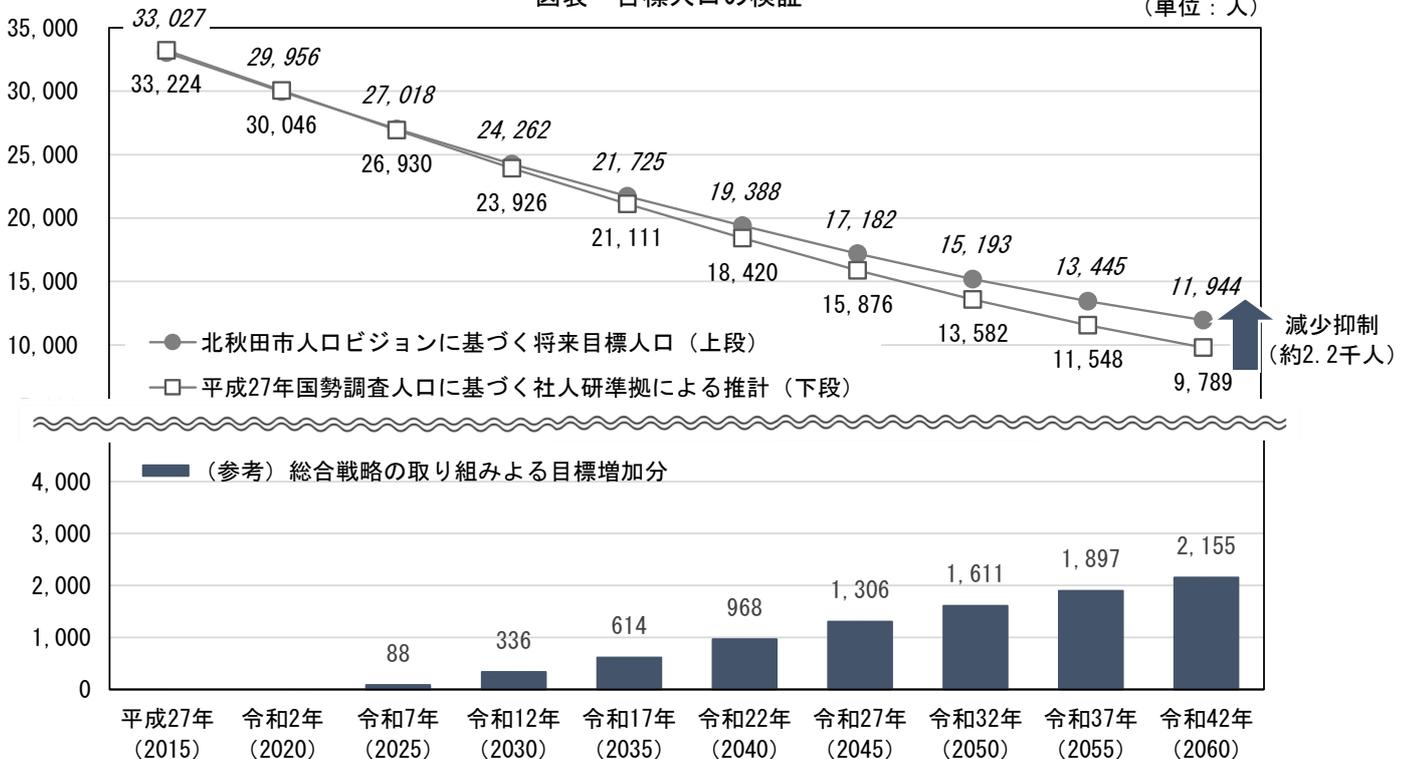
- ・各目標値の平成27年度と令和2年度の数値は「北秋田市人口ビジョン」のもの。
- ・平成28年度から令和元年度の目標値は毎年度同じ割合で推移するものとして再計算したもの。
- ・目標値（市独自）の年齢3区分別人口は、「北秋田市人口ビジョン」では設定していないので、目標値（社人研）の割合で按分している。
- ・総人口と各区分別の人口の実績値は、住民基本台帳ベースと国勢調査ベースの数値を表記している。
- ・平成27年度の総人口と各区分別の人口の合計値は合致しない。（平成27年国調の結果が反映されたため、※）
- ・国調ベースの人口実績値は、秋田県年齢別人口流動調査（毎月10月1日現在）に、10～3月の本市の異動分を加減したもの。なお、「年齢不詳」分は老年人口分に加算している。

資料：北秋田市

なお、第1期総合戦略での目標人口推移と、国立社会保障・人口問題研究所が行った平成30年3月推計の合計特殊出生率、生残率、純社会移動率を用いて比較を行ったところ、国立社会保障・人口問題研究所が行った推計では、令和22年の総人口を18,420人、令和42年の総人口を9,789人と見込んでおり、今後の取組において引き続き人口減少抑制を目指す必要があります。

図表 目標人口の検証

（単位：人）



資料：北秋田市

2 将来人口の推移

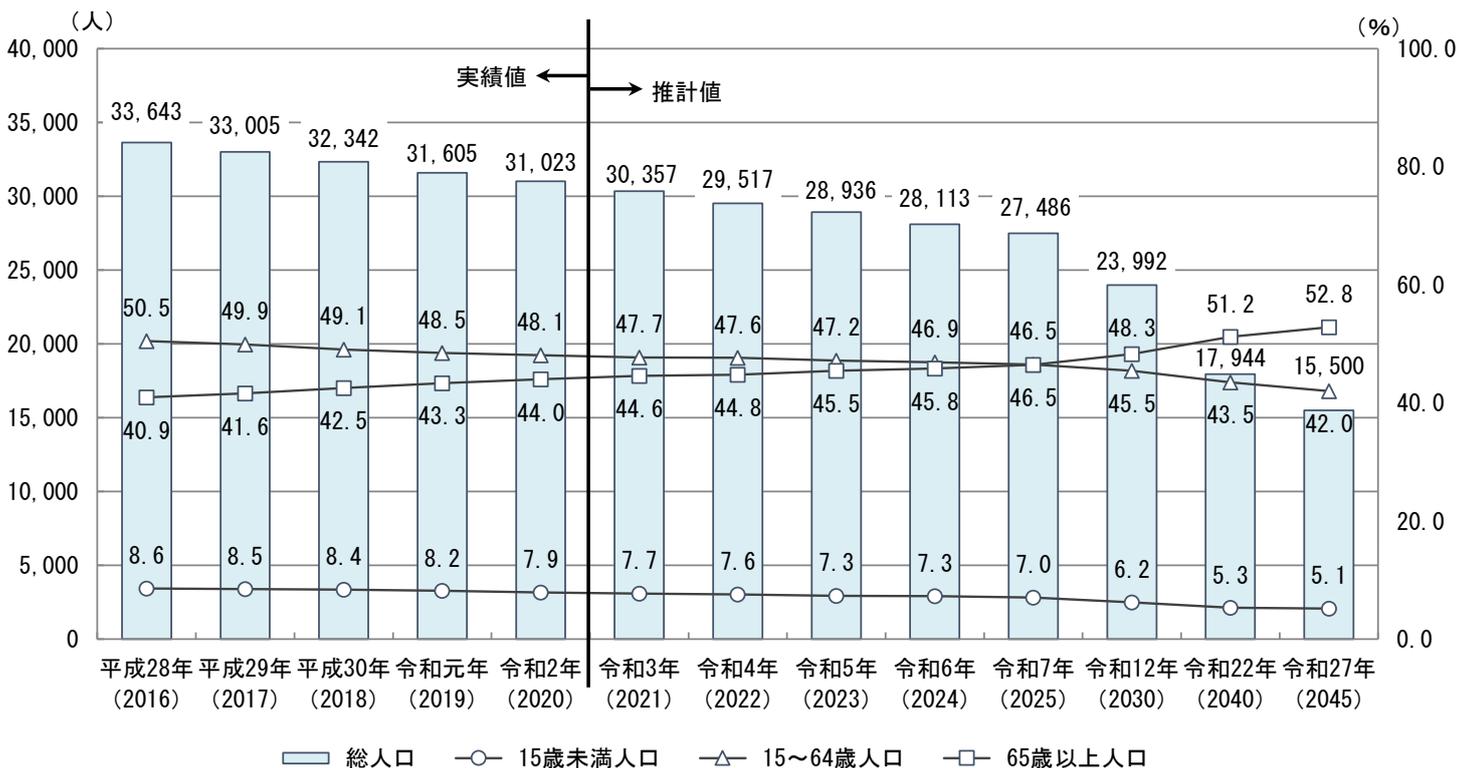
今回の人口ビジョンでは、昭和の合併前の旧町村単位もしくは平成の合併前後の小学校区単位を参考に、現在も地域コミュニティのひとまとまりとして市民が想像しやすいと考えられる単位を「地区別人口の予測」として、12地区に分けて整理しています。

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳人口をもとに、本市の総人口及び年齢3区分による人口構造の推移をみると、65歳以上の人口が増加する一方で、15歳未満、15～64歳人口は減少しており、少子高齢化の進行がみられます。

また、コーホート法（変化率法）※による推計によると、本計画期間（令和3年～令和7年）及び令和12年以降の総人口及び年齢3区分人口は、減少推移が続くとみられ、計画最終年にあたる令和7年の総人口は27,486人となる見込みです。

図表 人口推移（平成28年～令和27年）



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）をもとに推計

※ コーホート法（変化率法）：

コーホート法とは、コーホート（同時出生集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法です。変化率法は、このコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

なお、本計画策定にあたっては、直近（平成27年～令和2年各9月末日現在）の住民基本台帳による1歳階級別の人口の変化率を採用しています。

(2) 地区別人口の予測

前項の人口推移から、地区別の総人口及び年齢3区分による人口構造の推移は次のとおりとなります。

市内では、高齢化率が50%を超える地区が4地区（七座地区、阿仁前田地区、阿仁地区、大阿仁地区）あり、今後も各地区において少子高齢化が進行するとみられます。

図表 地区別人口の予測

| | | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 | 令和 7年 | 令和 12年 | 令和 22年 | 令和 27年 |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 市 全 体 | 総数 | 31,023 | 30,357 | 29,517 | 28,936 | 28,113 | 27,486 | 23,992 | 17,944 | 15,500 |
| | 0～14歳 | 2,456 | 2,341 | 2,231 | 2,123 | 2,040 | 1,931 | 1,493 | 950 | 798 |
| | 15～64歳 | 14,915 | 14,485 | 14,062 | 13,657 | 13,186 | 12,785 | 10,910 | 7,808 | 6,512 |
| | 65歳以上 | 13,652 | 13,531 | 13,224 | 13,156 | 12,887 | 12,770 | 11,589 | 9,186 | 8,190 |
| 七 座 地 区 | 総数 | 565 | 553 | 537 | 527 | 512 | 501 | 437 | 327 | 282 |
| | 0～14歳 | 19 | 19 | 18 | 18 | 17 | 17 | 15 | 11 | 9 |
| | 15～64歳 | 247 | 241 | 235 | 230 | 224 | 219 | 191 | 143 | 124 |
| | 65歳以上 | 299 | 293 | 284 | 279 | 271 | 265 | 231 | 173 | 149 |
| 坊 沢 地 区 | 総数 | 1,361 | 1,332 | 1,295 | 1,269 | 1,233 | 1,206 | 1,053 | 787 | 680 |
| | 0～14歳 | 121 | 118 | 115 | 113 | 110 | 107 | 94 | 70 | 60 |
| | 15～64歳 | 635 | 622 | 604 | 592 | 575 | 563 | 491 | 367 | 317 |
| | 65歳以上 | 605 | 592 | 576 | 564 | 548 | 536 | 468 | 350 | 303 |
| 綴 子 地 区 | 総数 | 3,827 | 3,745 | 3,641 | 3,569 | 3,468 | 3,391 | 2,960 | 2,214 | 1,912 |
| | 0～14歳 | 307 | 300 | 292 | 286 | 278 | 272 | 237 | 178 | 153 |
| | 15～64歳 | 1,811 | 1,772 | 1,723 | 1,689 | 1,641 | 1,605 | 1,401 | 1,047 | 905 |
| | 65歳以上 | 1,709 | 1,673 | 1,626 | 1,594 | 1,549 | 1,514 | 1,322 | 989 | 854 |
| 鷹 巣 地 区 | 総数 | 6,091 | 5,959 | 5,794 | 5,682 | 5,518 | 5,394 | 4,710 | 3,523 | 3,044 |
| | 0～14歳 | 643 | 629 | 612 | 600 | 583 | 570 | 497 | 372 | 321 |
| | 15～64歳 | 3,265 | 3,194 | 3,105 | 3,046 | 2,957 | 2,890 | 2,525 | 1,888 | 1,631 |
| | 65歳以上 | 2,183 | 2,136 | 2,077 | 2,036 | 1,978 | 1,934 | 1,688 | 1,263 | 1,092 |
| 栄 地 区 | 総数 | 1,492 | 1,460 | 1,420 | 1,392 | 1,352 | 1,322 | 1,154 | 863 | 745 |
| | 0～14歳 | 141 | 138 | 134 | 132 | 128 | 125 | 109 | 82 | 70 |
| | 15～64歳 | 766 | 750 | 729 | 714 | 694 | 679 | 593 | 443 | 383 |
| | 65歳以上 | 585 | 572 | 557 | 546 | 530 | 518 | 452 | 338 | 292 |

図表 地区別人口の予測

| | | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 | 令和 7年 | 令和 12年 | 令和 22年 | 令和 27年 |
|--------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 沢口地区 | 総数 | 2,657 | 2,600 | 2,529 | 2,478 | 2,408 | 2,354 | 2,055 | 1,537 | 1,328 |
| | 0～14歳 | 256 | 251 | 244 | 239 | 232 | 227 | 198 | 148 | 128 |
| | 15～64歳 | 1,348 | 1,319 | 1,283 | 1,257 | 1,222 | 1,194 | 1,043 | 780 | 674 |
| | 65歳以上 | 1,053 | 1,030 | 1,002 | 982 | 954 | 933 | 814 | 609 | 526 |
| 七日市地区 | 総数 | 1,181 | 1,156 | 1,124 | 1,102 | 1,071 | 1,048 | 913 | 683 | 590 |
| | 0～14歳 | 90 | 88 | 86 | 84 | 82 | 80 | 70 | 52 | 45 |
| | 15～64歳 | 606 | 593 | 577 | 566 | 549 | 537 | 468 | 350 | 303 |
| | 65歳以上 | 485 | 475 | 461 | 452 | 440 | 431 | 375 | 281 | 242 |
| 合川地区 | 総数 | 5,929 | 5,802 | 5,641 | 5,530 | 5,373 | 5,253 | 4,585 | 3,429 | 2,962 |
| | 0～14歳 | 415 | 406 | 395 | 387 | 376 | 368 | 321 | 240 | 207 |
| | 15～64歳 | 2,780 | 2,720 | 2,645 | 2,593 | 2,519 | 2,463 | 2,150 | 1,608 | 1,389 |
| | 65歳以上 | 2,734 | 2,676 | 2,601 | 2,550 | 2,478 | 2,422 | 2,114 | 1,581 | 1,366 |
| 米内沢地区 | 総数 | 3,427 | 3,353 | 3,261 | 3,197 | 3,106 | 3,036 | 2,650 | 1,982 | 1,712 |
| | 0～14歳 | 275 | 269 | 262 | 257 | 249 | 244 | 213 | 159 | 137 |
| | 15～64歳 | 1,588 | 1,554 | 1,511 | 1,481 | 1,439 | 1,407 | 1,227 | 918 | 794 |
| | 65歳以上 | 1,564 | 1,530 | 1,488 | 1,459 | 1,418 | 1,385 | 1,210 | 905 | 781 |
| 阿仁前田地区 | 総数 | 1,933 | 1,892 | 1,839 | 1,803 | 1,752 | 1,713 | 1,495 | 1,118 | 966 |
| | 0～14歳 | 78 | 76 | 74 | 73 | 71 | 69 | 60 | 45 | 39 |
| | 15～64歳 | 849 | 831 | 808 | 792 | 769 | 753 | 657 | 491 | 424 |
| | 65歳以上 | 1,006 | 985 | 957 | 938 | 912 | 891 | 778 | 582 | 503 |
| 阿仁地区 | 総数 | 1,492 | 1,460 | 1,420 | 1,391 | 1,352 | 1,322 | 1,154 | 863 | 745 |
| | 0～14歳 | 57 | 56 | 54 | 53 | 52 | 51 | 44 | 33 | 28 |
| | 15～64歳 | 622 | 608 | 592 | 580 | 563 | 551 | 481 | 360 | 311 |
| | 65歳以上 | 813 | 796 | 774 | 758 | 737 | 720 | 629 | 470 | 406 |
| 大阿仁地区 | 総数 | 1,068 | 1,045 | 1,016 | 996 | 968 | 946 | 826 | 618 | 534 |
| | 0～14歳 | 54 | 53 | 51 | 50 | 49 | 48 | 42 | 31 | 27 |
| | 15～64歳 | 398 | 389 | 379 | 371 | 361 | 353 | 308 | 231 | 199 |
| | 65歳以上 | 616 | 603 | 586 | 575 | 558 | 545 | 476 | 356 | 308 |

資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）をもとに推計

第 2 章 後期基本計画

後期基本計画について

1 後期基本計画について

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、施策の基本方針を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後市民とともにまちづくりを進めるために、市民とともに目指す視点で「協働による取り組み」を示すほか、「数値指標」により成果に対する的確な管理を行います。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

戦略1 産業振興による仕事づくり・稼ぐ地域づくり

[SDGsによる目標]



戦略の概要

人口減少社会における労働力の減少は、地域の産業に影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、各産業において連携を強め、地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済の循環、ひとの流れを呼び込む取組を推進することで、担い手の育成・人材の確保を図り、地域の活力となる仕事づくり・稼ぐ地域づくりに取り組みます。

特に観光においては、世界遺産登録を契機とし、伊勢堂岱遺跡等の歴史や文化を積極的に活用していくなど、関係機関と協力して全市的な滞留型観光の推進に努めます。

戦略2 北秋田市への新たな人の流れをつくる移住・定住の促進

[SDGsによる目標]



戦略の概要

市内における定住人口の減少に歯止めをかけるため、本市の住み良さや魅力について、様々な媒体を活用したPRや情報提供を行うことで、認知度の向上につなげるとともに、農林業や観光を入口とした移住体験を実施することで、移住希望者の検討先となるよう努めます。

また、移住を円滑に進められるよう、移住希望者に寄り添う相談支援のほか、移住者間でのネットワークづくりを進め、新たなつながりのもとで、円滑に地域に溶け込み、定住につながるよう支援します。

また、大学等への進学や就職で本市を離れる中高生に向けて、市内就職やUターンの意識を高めてもらうよう情報提供や意識の高揚に努めます。

戦略3 結婚・出産・子育てをかなえる切れ目のない支援の推進

[SDGsによる目標]



戦略の概要

人口減少社会において、子育て家庭が安心して子どもを産み、育てることのできる環境へのニーズは多様化しており、今後も引き続き重要な取組となります。

少子化の原因としては、未婚化、晩婚化、晩産化が挙げられており、若い年齢からの啓発や結婚に向けた支援、不妊治療に対する助成を行うなど、きめ細かな取組が求められます。

また、安心して出産・子育てできるように、仕事と家庭を両立できるための支援や、子育てに係る負担軽減や不安解消に向けた切れ目のない支援を行い、地域や社会全体で子育てを支えていく環境を整えて行く必要があります。

さらに、女性の社会進出を後押しするために、市政に関連する女性の参画並びに登用を進めることや、市民の認識をさらに高めるほか、事業所に対しても協力を求めています。

戦略4 住み続けたい、安心を築く地域社会の形成

[SDGsによる目標]



戦略の概要

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安全に安心して住み続けられるよう、暮らしの基礎となる身近な生活環境や社会基盤の維持に取り組みます。

また、自分らしい暮らし方の実現や地域との関わりを維持しながら、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生地域社会の実現に向けて、地域の様々な主体が、地域で暮らし続けることへの不安の軽減、課題の解決に取り組み、地域の活性化につながるよう取り組んでいきます。

特に雪による冬期間の生活や、病院や買い物への移動が困難となっている地域もみられるため、冬期居住の検討や高齢者・障がい者へ除排雪支援を進めます。また、高齢者等の交通弱者にとって重要な移動手段であることから、公共交通の一層の利用促進を図ります。

基本理念 1 健康でしごとにはげむ活力あるまちづくり

[SDGs による目標]



施策 1-1 地域医療の充実（医療）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市では、市内医療機関等と連携し、年間を通じて夜間初期救急医療を実施したほか、在宅医療の要である訪問看護サービス事業者へ運営費の支援を行い、遠隔地利用者へ安定したサービスの提供を図っています。
- 地域医療を担う診療所の医師の平均年齢が上がってきていることから、今後は、診療所の減少が懸念されるため、在宅医療に対する市民への理解を促進するとともに、在宅医療を提供する医療機関との連携強化に向けて、訪問看護事業所の体制強化を図る必要があります。
- 地域医療の中核である北秋田市民病院においては、開設以来、指定管理者と運営連絡協議会を設置し、運営に関する課題について協議する等、協力して対応に当たっています。今後も市民病院を利用する多くの方が快適な環境で医療サービスを受けられるよう、連携して取り組む必要があります。
- また、市民病院の医師確保については、充足率の向上を目指し指定管理者と積極的に招へい活動に取り組んだことにより、平成 30 年度の医師充足率は 100%を超える状況となっていますが、常勤医師がいない診療科や不足している診療科もあることから、なお一層の医師確保が必要となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-1-1 地域医療体制の充実

- 高齢化の進展や生活圏域が広く山間地域という本市の状況において、地域の中核病院である市民病院の医療サービス向上に努めるとともに、一次医療確保と在宅医療診療体制の充実に取り組みます。

1-1-2 北秋田市民病院の充実

- 医師充足については、秋田大学医学部及び県に対する医師派遣の要請や、常勤医師奨励金制度を継続するほか、将来の医師・看護師等の養成に向け、高校への進路ガイダンスやインターンシップ受入などに取り組み、一層の経営改善と質の高い医療サービスの提供に努めます。
- 市民病院を利用する多くの方々に快適さを提供するため、市民病院に設置されている接遇委員会において、職員の接遇力向上に取り組みます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 地域医療や在宅医療への関心と理解を深めましょう。
- ・ 市民病院への意見や要望を出すなど、より良い病院運営に協力しましょう。
- ・ 病院職員の接客マナー向上に取り組みましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|------------------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 市内の医療体制について整っており満足している市民の割合 | % | 61.4 | 63.0 |
| 2 | 市民病院の常勤医師数 (※非常勤医師等数を含む常勤医師換算数) | 人 | 22.5 | 24.0 |
| 3 | 北秋田市民病院満足度（職員の対応） | % | 91.5 | 96.0 |

指標の考え方について

- 1 前期計画期間の調査結果は60%前後で推移し、目標値未達であることから、引き続き前期と同じ目標数値とした。
- 2 秋田県医師確保計画における北秋田医療圏の目標医師計画値を基準とし、地域の中核病院として、より充実した医療サービスを提供するための医師数を目標数値とした。
- 3 病院職員の接客対応改善を図るため、これまでの調査結果における高い数値を目標値とした。

施策 1-2 健康づくりの推進（健康・保健衛生）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 生活環境の改善や医学の進歩などにより、全国的にも平均寿命が延びていますが、その一方で健康寿命（日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差（不健康な期間）を縮小していくことが課題となっています。
- 全国、全県、市とも死因の第1位を「がん」が占めていますが、がん検診受診率は、県平均を大きく下回っているため、受診を促進し早期発見、早期治療により重症化予防を図る必要があります。
- 秋田県は、自殺死亡率が全国でも特に高い状態が続いており、身体の健康のみならず、心の健康づくりも課題となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-2-1 健康づくり推進のための地域等との連携

- 「健康」「運動」「食育」を通じた心と体の健康づくり活動を自治会や婦人会、老人クラブ、介護予防ボランティア、健康長寿推進員、食生活改善推進員等と連携して取り組みます。また、心のふれあい相談員やゲートキーパーの養成及び活動支援を行います。

1-2-2 特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査

- 健診受診率を高めるため、休日健診等の受診しやすい体制づくりや健康教育の実施、若年層への健診に対する意識啓発に努めます。また、特定保健指導実施率を高めるため、個人のニーズに応じた丁寧な対応に努めます。

1-2-3 がん対策の強化

- 全国、県、北秋田市とも死因の第1位が「がん」であることからがん検診受診を勧めるため、クーポン券配布などの取り組みを継続するとともに、受診方式・受診医療機関を拡大し受診の機会を増やします。
- 広報や電話勧奨、職域との連携、健康ポイントを利用し意識啓発に努め早期発見・早期治療につなげます。

1-2-4 感染症対策・予防接種の推進

- 子どもから高齢者まで感染症予防対策として、予防接種の接種勧奨に努めます。
- 早期に感染症の感染防止に対応するための体制づくりに努めます。

1-2-5 地域における健康相談・健康教育の推進

- 市民一人一人の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図りながら、生涯にわたり各ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでもらえるよう、運動教室や健康・食育に関する講話、心と体の健康相談等を充実させます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・健診（検診）を進んで受けましょう。
- ・バランスの良い食生活や、運動する習慣を取り入れましょう。
- ・不安や悩みを抱えず、家族や仲間へ相談するようにしましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--|----|----------------|----------------|
| 1 | 健診受診率（特定健診） | % | 28.1 | 40.0 |
| 2 | がん検診受診率 (5大がん受診率の平均、全対象に対する率) ※5大がん（胃、大腸、肺、子宮、乳） | % | 平均 8.9 | 平均 25.0 |
| 3 | メタボリックシンドロームとその予備群の割合 | % | 12.8 | 10.0 |
| 4 | 自分のことを健康だと思う市民の割合 | % | 68.3 | 70.0 |
| 5 | 健康診断を受けている市民の割合 | % | 20.3 | 30.0 |
| 6 | 心はればれゲートキーパー養成講座受講者数 | 人 | 94 | 100 |

指標の考え方について

- 1 「第2期健康秋田21計画」より目標値を設定した。※第3期特定健康診査等実施計画は35.0%（R5）としている。
- 2 「第2期健康秋田21計画」の目標値は50.0%（R5）だが、受診率の算定方式が変更となり、「保険者努力義務支援評価基準」から25.0%とした。
- 3 北秋田市健康宣言において10年間（R8）でメタボ予備群を10.0%以下に減らすと宣言していることから10.0%を目標とした。
- 4 現状より増加することを目標とした。※市民意識調査より
- 5 特定健診、後期高齢者健診を受けている割合として目標値を設定した。
- 6 「北秋田市いのち支える自殺対策計画」より、受講者数毎年100人を目標とした。

施策 1-3 農業・畜産業の振興（農業・畜産業）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧されます。一方で、若者の新規就農が増加するなど、施策の成果は着実に現れてきています。
- 持続可能な農業構造の実現に向け、人・農地プランによる地域農業の点検、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化、経営発展の支援、農業生産基盤の整備やスマート農業の展開による生産性の向上など、効果的な施策の推進が今後も求められます。
- 主食用米の需要量が減少する中、米偏重の農業経営からの脱却に向け、新規需要米や加工用米及び大豆・そば等土地利用型作物の取組拡大と定着化を図るとともに、野菜・花き等の高収益作物との複合経営を推進し、農業経営の安定と所得の増加を図る必要があります。
- また、中山間地域等で耕作放棄も危惧される農地も含め、有効活用や適切な維持管理を進める必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-3-1 農業生産基盤の整備

- 農地基盤整備により生産条件の改善に努め、農業生産力の向上を図るとともに、農地中間管理事業等を活用し、地域の中心となる経営体への農地集積・集約化を図ります。

1-3-2 農業の担い手育成・確保

- 新規就農者が農業を生業とするために必要な技術取得や環境整備に対し支援を行うとともに、担い手に対し経営安定につなげる環境づくりに取り組みます。
- 農業経営相談所等と連携し、集落営農組織や大規模農家等の経営の法人化に向けた支援を行い、競争力・体質強化による持続可能な強い農業の実現を目指します。

1-3-3 農業経営基盤の強化

- 地域の振興作物（きゅうり、山の芋、ネギ、枝豆、キャベツ、ニンニク）等に必要な機械・設備導入や、種苗・種子、堆肥等の購入支援を行い、農家の経費負担軽減を図りつつ、生産拡大と経営の複合化を目指します。
- 農作物に応じた地域ブランド化の推進や、より付加価値を高めた農産物加工を進める6次産業化等の取り組みを支援します。

- 農業経営における高品質生産や省力化を図るため、GPS を活用した農業機械や、ICT を利用したほ場監視システム等のスマート農業を推進します。

1-3-4 畜産の振興

- 畜産設備や繁殖素牛・搾乳牛、比内地鶏素雛等の導入支援を行い、農家の経費負担軽減を図ります。
- 市場で評価の高い県有種雄牛の系統交配等を活用し、優良繁殖素牛導入による優れた肉用子牛生産体制を維持します。

1-3-5 農村環境の保全

- 本市農村地域の大半を占める中山間地域を中心に、農業・農村の持つ多面的な役割を守るため、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の活用により集落コミュニティでの農地の共同管理を支援し、耕作放棄地の拡大を防いでいきます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 地元の農畜産物等に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- ・ 農地・農業用水路等のきめ細かな保全活動に取り組みましょう。
- ・ 事業者は、安全で良質な農畜製品の生産に取り組みましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------|-----|-----------------|----------------|
| 1 | 担い手への農地集積率【累計】 | % | 81.3 | 84.3 |
| 2 | 新規就農者数【累計】 | 人 | 12 (R1 単年実績) | 54 |
| 3 | 主な園芸作物販売額（主要6品目）【累計】 | 百万円 | 316 | 496 |
| 4 | 比内地鶏飼養羽数【累計】 | 羽 | 93,700 | 100,000 |

指標の考え方について

- 1 現状が高い集積率となっていることから、農地面積の減少も加味し毎年0.5%の集積率増加を目標とした。
- 2 前期計画の目標値を継承し、毎年7人の新規就農者数の増加を目標とした。
- 3 振興作物の内、主要6品目での販売額を毎年30百万円増加させることを目標とした。
※主要6品目：きゅうり、山の芋、ネギ、枝豆、キャベツ、ニンニク
- 4 現存する加工施設における処理能力羽数の50%を目標値として設定した。

施策 1-4 林業の振興（林業）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 森林は、木材生産のほか多面的機能を併せ持っており、この機能を持続的に発揮させるためにも適切に整備・保全し、健全な森林を維持することが必要です。「伐って、使って、植える」の循環利用を通じ、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立していくことが求められています。
- 令和元年度には、森林経営管理制度の運用と森林環境譲与税の譲与が始まり、森林整備を一層推進することが期待されています。そのため、林業就業者の確保と若者にとって魅力ある産業にしていく必要があります。
- 高能率林業機械等の導入による省力化及び、未来に資源を循環させるための再造林拡大が重要であり、さらなる森林整備の促進に向け林内路網の拡大を図り生産性向上に取り組む必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-4-1 林業就業者の育成・確保

- 林業大学校研修生給付金制度による人材育成及び確保に取り組めます。
- 県内及び県外（首都圏）の学生等をターゲットとした林業就業者確保に向けた PR 活動に取り組めます。
- 就業者が定着できるよう婚活支援事業に取り組めます。（移住・定住施策との協調）

1-4-2 森林保全育成の推進と林道等の路網整備

- 民有林造林事業嵩上げ補助及び単独補助を継続するとともに、実情に即した制度への変更も検討します。
- 伐採後跡地の殆どが天然更新（広葉樹）となっていることから、将来に向けた資源の確保のため、再造林（新植）の拡大に向けた取り組みを実施します。
- 森林整備計画をもとに、効果的かつ森林整備の促進につながる路網整備に取り組めます。

1-4-3 森林資源の利活用の促進

- 北秋田市木材利用促進基本方針に基づき、公共建築物等における地元産材を活用した木造化・木質化の促進に取り組めます。
- 市有林の木材を活用し、新たな木製品の開発に取り組めます。
- 友好交流都市との連携による森林整備（植林・保育・間伐等）を通じ、都市で生活する人々

の林業に対する理解を深め、木材利用の推進に取り組みます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・木の良さを理解し「木づかい」に取り組んでみましょう。（木材需要拡大）
- ・林業就業者の確保と従業員の待遇改善に努めましょう。
- ・伐採後は植林、その後の保育を一体とした森林整備の実施し、「伐って、使って、植える」林業に取り組みましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------|------|----------------|----------------|
| 1 | 林業就業者数【累計】 | 人 | 172 | 190 |
| 2 | 造林面積（新植を除く）【累計】 | ha | 378 | 2,778 |
| 3 | 再造林面積（新植） | % | 14 | 33 |
| 4 | 路網延長（林道及び林業専用道等）【累計】 | m/ha | 7.83 | 8.21 |

指標の考え方について

- 1 新卒者、転職者、退職減を含む就業者数のトータルで年間3人増を目標とした。
- 2 年間400haの造林事業（下刈り・除伐・間伐・皆伐等）の実施を目標とした。
- 3 年間伐採面積の1/3の再造林を目標とした。（再造林面積/皆伐面積）
- 4 路網延長年間2.5km増を目標とした。R1（313.7km/40,052ha）→R7（328.7km/40,052ha）

施策 1-5 商業の振興（商業）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 人口減少・少子高齢化、ネット販売等の取引の多様化、車社会の進展など社会的・経済的な影響を受け小売業事業所数は減少傾向にあり、既存商店街において十分な買い物ができない状況にあります。また市街地の商店街は空き店舗の増加による空洞化が進むなど商業機能が低下しています。
- 商工会と連携しながら空き店舗の利活用の推進を図っていますが、住宅兼用店舗も多数あるため、有効活用に向けた検討が必要となっています。
- 地元消費を喚起するための取組とともに、合理化や利便性向上などを含め、消費者ニーズに対応した環境づくりが必要となります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-5-1 既存商店街の活性化

- 集客するために創意工夫し、賑わいを創出する活性化の取り組みに対して支援します。また、市内全域において、出店に伴うリフォームに対する支援などの空き店舗対策事業や起業等に対する補助支援により、起業や出店等しやすい環境づくりを進め、商店街の活性化と利用人口の増加を促進します。

1-5-2 地域産業と連携した産業活動の促進

- 特産品の推奨認定や開発支援により新たな魅力を創出し、アンテナショップやふるさと納税の活用及び友好都市（国立市）との連携等により、新たな PR 拠点の創出を図ります。また、事業者が行うネット通販等の整備に対し支援を行い市産品の PR と販路拡大に取り組めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 地元で購入できるものは地元で購入しましょう。
- ・ 賑わいづくり事業（イベント）等へ積極的に参加し、地域の商店街を一緒に盛り上げていきましょう。
- ・ 起業・創業するときは、各種団体の開催するセミナー等に参加してみましょう。
- ・ 空き店舗を積極的に活用していきましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-----------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 起業・創業者数【累計】 | 人 | 4 | 10 |
| 2 | 新規出店者数（賑わい再生支援事業）【累計】 | 件 | 2 | 8 |
| 3 | 魅力ある特産品推奨認定件数【累計】 | 件 | 94 | 106 |
| 4 | アンテナショップの取扱い商品数 | 商品 | 143 | 160 |

指標の考え方について

- 1 起業・出店による地域の賑わいづくりや、若者世代の呼び込みによる活性化を図るため、毎年1事業者の増を目標とした。
- 2 空き店舗利活用支援（家賃補助等）により年間2件の増を目標とした。
- 3 魅力ある特産品の創出に向けて、年間2件の増を目標とした。
- 4 北秋田市のイメージ PR、情報発信力のある産品づくり支援及び販路拡大への取組推進を目標とした。

施策 1-6 観光・レクリエーションの振興（観光）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 広域連携の取組等により、訪日外国人を中心に市内宿泊者数や森吉山阿仁スキー場の利用者が伸びてきている一方で、歴史・文化の活用や全体の観光客数は減少しており、「市ならではのモノ、歴史・文化等の資源の磨き上げや阿仁スキー場以外への交流人口・関係人口の拡大してはどうか」といった意見が寄せられています。
- 伊勢堂岱遺跡が世界遺産登録を目指すこの機会を生かし、森吉山を中心に来訪した観光客に歴史・文化といった市ならではの観光資源に触れる機会を創出するとともに、広域連携の取組が市内で実感できる環境や、既存の施設、イベントを効率的に活用できるよう改善に取り組む必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-6-1 森吉山を中心とした滞留型観光の推進

- 森吉山の自然の素晴らしさを内外に発信するとともに、調和を図りながら自然に触れられる環境を整備します。また、山麓や河川等の森吉山が育む豊かな自然を満喫できる環境の整備を図り滞留型観光を推進します。

1-6-2 歴史・文化を活用した北秋田市ならではの観光コンテンツの充実

- 世界遺産登録を目指す伊勢堂岱遺跡をはじめ、綴子の大太鼓・マタギ文化・獅子踊り・万灯火など北秋田市ならではの歴史文化を見学・体験できる機会を創出し、関係人口等の増加を促します。

1-6-3 観光インフラの環境づくり

- 2次アクセス等の交通インフラ、Wi-Fi 環境、サイン等を整備し市内での回遊性を促進するとともに、利用実態に即した観光施設・宿泊施設・直売施設等の滞在環境の向上を図ります。

1-6-4 広域連携によるインバウンド等観光誘客の強化

- 人口減少に伴う市内・県内の市場が縮小する中で観光誘客を図っていくためには、広域的な連携を強化し圏域のセールスポイントやアクセス等の情報を広く国内外に発信するとともに、トップセールス等により市独自の魅力発信に取り組むことで、多様なニーズを取り込み交流人口の増加を図ります。

1-6-5 市民と来訪者がふれあう賑わいの機会創出

- 市民が主体的に取り組む魅力的なイベント等の開催や特産品等の直売所を支援することにより、市民が来訪者とふれあい、地域が賑わう機会を創出します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・市民が大切にしている自然・歴史・文化資源を来訪者や国内外に発信していきましょう。（市民総自慢）
- ・市外の地域や人材との交流や関わりを深め、本市の認知度向上（魅力発信）につなげましょう。
- ・観光が本市の産業として定着するよう、稼ぐ仕組みを一緒に考えていきましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 森吉山県立自然公園入込数（延べ人数） | 人 | 61,079 | 62,000 |
| 2 | 歴史文化施設・祭り入込数（延べ人数） | 人 | 37,817 | 40,800 |
| 3 | 北秋田市宿泊施設売上推計額（推定単価×宿泊者数） | 百万円 | 459 | 465 |
| 4 | 訪日外国人宿泊客数（延べ宿泊者数） | 人 | 969 | 3,100 |
| 5 | 道の駅等売上推計額（推定単価×利用者数） | 百万円 | 282 | 292 |

指標の考え方について

- 1 阿仁スキー場のほかに、森吉山全体と県立自然公園の魅力発信に向けて、1.5%増加を目標とした。
- 2 市ならではの歴史文化・祭り等を市内外の方の見学・体験につなげるよう、7.9%増加を目標とした。
- 3 限られた宿泊許容量の中で滞留促進とサービス向上につながるよう、1.3%増を目標とした。
- 4 広域連携によるインバウンド等の誘客と滞在型観光により、219.9%増を目標とした。

施策 1-7 工業の振興（工業）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 木材・木製品製造、大型建設機械部品製造、自動車部品製造など様々な企業が事業展開し、オリンピックやインバウンドに関連した需要の創出や消費拡大による好調な企業収益を背景として設備投資などの事業拡大が図られています。また、雇用については求人者数が求職者数を高水準で上回る状況が続いています。
- 大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道が近い物資輸送等の優位性をアピールし、新たな企業誘致のみならず、既存企業の経営維持・拡大を図る必要があります。
- 雇用については、高い求人倍率で推移しているものの希望職種により求職・求人のバランスに偏りが生じているため「雇用のミスマッチ」を解消する取り組みが必要です。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

1-7-1 若者等の雇用確保と制度の充実

- 地元雇用及び正規雇用者の増加を目指し、雇用促進交付金などの制度の充実を図ります。
- ハローワークや県、学校、企業、関係団体と連携し雇用の場の確保を図ります。
- 市内への定住促進と安定就労のために役立つ資格取得に係る支援を行い、地元就業率の向上及び従業員のスキルアップにより定住と地元雇用の促進を図ります。

1-7-2 企業誘致、既存事業所の拡大支援

- 交通アクセス、自然環境等のアピールとともに各種の優遇措置充実についての検討と情報発信に努め、働く場づくりサポーターからの情報提供を受けながら、規模の大小に関わらず市内立地の企業増を目指します。
- 市内進出企業の親会社や関連会社等を訪問し、施設の増設や雇用の拡大について情報交換を行うことで、企業との信頼関係の構築を図るとともに事業拡大に係る支援を行います。

1-7-3 小規模事業者の発展・継続に向けた支援

- 国の定めた小規模企業振興基本計画に基づき、小規模企業の持続的発展を図るため、県及び商工会や金融機関などの支援機関等と連携しながら支援を行います。

1-7-4 雇用ミスマッチの解消

- 希望職種の偏りによる雇用需給のミスマッチを解消するために、市内事業所の魅力等の情報発信を図るとともに市内高校と事業所のマッチングの機会を創出します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・企業誘致に関する情報があるときは、情報提供や紹介等に協力しましょう。
- ・地元での就職に向けて、高校、大学の新卒者に対する就職相談会（Aターンフェア）へ積極的に参加しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 地元雇用及び正規雇用者数【累計】 | 人 | 78 | 114 |
| 2 | 資格取得支援助成金活用による資格取得者数 | 人 | 54 | 60 |
| 3 | 増設事業所数【平成28年度以降の累計】 | 件 | 4 | 7 |
| 4 | 新規進出事業所数【累計】 | 事業所 | 3 | 6 |

指標の考え方について

- 1 地元雇用の安定を図るため、雇用促進交付金制度活用について、前期計画と同様に年間6人を目標とした。
- 2 求職者の就業支援及び事業所における雇用の安定を以って市内への定住を促進することを目標とした。（年1人増として現状を維持）
- 3 市内工場等への設備投資について、前期では年1件としたが2年間で1件を目標とした。
- 4 前期計画における実績が3事業であったこと。また、前期実績（3事業所）を踏まえ、同程度の増加を目標とした。

基本理念 2 お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり

[SDGsによる目標]



施策 2-1 地域コミュニティの推進・ 地域自治の体制確立（地域コミュニティ）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 行政協力委員を委嘱し広報等を配布、周知事項の伝達を行っているほか、自治会館の整備や防犯街灯整備、まちづくり事業への補助を行っていますが、市民意識調査では「地域が住みやすいという市民の割合」、「地域活動に何か参加している市民の割合」が、70%弱となっています。
- 人口減少により活動の継続が困難になりつつある自治会等での活動活発化へ向けた事業が必要となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

2-1-1 地域と行政との協働の推進

- 行政協力委員を委嘱し、広報等の配布や周知事項の伝達などを行うことにより、市政の円滑な運営と市民の利便を図ります。

2-1-2 地域活動の推進

- 自治会館の整備・環境整備への補助、防犯街灯整備・防犯街灯電気料への補助により自治会運営への支援を行い、また市民提案型まちづくり事業、コミュニティ助成事業を通して、地域住民自らが地域のことを考え、地域課題の解決や地域振興に取り組むことができるよう、地域活動への支援を図ります。
- 集落の自立と維持、活性化に向けた「元気ムラ」事業（県事業）への登録を促進し、また集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保するための複数集落で構成する「コミュニティ生活圏形成事業」（県事業）を実施することにより地域活動への支援を図ります。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・地域行事やイベントへの参加や、運営の協力を通して、一緒に地域を盛り上げていきましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 地域が住みやすいという市民の割合 | % | 68.3 | 78.5 |
| 2 | 活発に活動が行われている自治会（町内会）の割合 | % | 66.8 | 74.5 |
| 3 | 地域活動に何か参加している市民の割合 | % | 67.2 | 75 |

指標の考え方について

- 1 市民意識調査において回答割合の高かった鷹巣地区の水準を全市の目標とした。
- 2 市民意識調査において回答割合の高かった合川地区の水準を全市の目標とした。
- 3 市民意識調査において回答割合の高かった森吉地区の水準を全市の目標とした。

施策 2-2 地域福祉の充実（地域福祉）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 地域での関わりが希薄になる中、地域の多様な主体に「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人一人の暮らしと生きがいとともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。
- 特に昨今は、新型コロナウイルス等の影響により、人々の交流や結びつきを一時的に断絶せざるを得ない状況が生じている中で、新しい生活様式など、社会の変化に柔軟に対応した取組が必要となっています。
- 本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、自立に向けた支援を進めています。
- 生活困窮者の支援は、対象者によって様々な問題を抱えている場合が多く、また、支援が必要と思われる状況にあっても、自ら声を上げることができない人や上げない人もいるため、一人ひとりの状況に寄り添い、包括的に取り組む必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

2-2-1 地域福祉の在り方検討

- 新型コロナウイルス等により社会の在り方が変わった現状に対して、地域住民が必要とする福祉サービスを考慮した地域福祉計画を策定し、それに基づき課題解決につなげます。

2-2-2 生活困窮者の自立支援

- 包括的かつ継続的な相談支援、助言、指導の実施により、困窮状態からの脱却、生活の再建、地域における自立を図ります。
- アウトリーチ（支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ支援を届ける取組）による相談事項の解決に取り組むとともに、各関係機関で構成される支援調整会議を定期的開催し、生活困窮者の抱える課題の支援プランの策定及び解決策を見出します。

2-2-3 民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体との連携促進

- 民生児童委員については、担い手確保に向けて自治会等と連携し、委員の充足に努めます。
- 社会福祉協議会、各種ボランティア団体については、地域住民の抱える課題を解決できるように連携体制を構築します。

2-2-4 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用促進のための市町村基本計画を策定します。
- 地域を基盤に公的機関・専門機関・団体が連携する相談支援ネットワーク体制を構築するとともに、地域連携ネットワークを統括する中核機関を整備します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・一人一人ができることから地域での支え合いに取り組みましょう。
- ・民生委員児童委員やボランティア等の活動を理解し、地域での支え合いに協力しましょう。
- ・身近に悩みや問題を抱えている人がいるときは、各相談機関、ボランティア団体を紹介するなど、早めに支援につなげましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 支援調整会議における検討者数、自立者数【累計】 | 人 | 55 | 121 |
| 2 | ひきこもり解消（社会参加、就労）数【累計】 | 人 | 47 | 107 |
| 3 | 悩みや不安を相談できる人がいる市民の割合 | % | 88 | 91.8 |

指標の考え方について

- 1 現状値を基に各年度の平均増加数（11人）に準じた目標とした。
- 2 現状値を基に各年度の平均増加数（10人）に準じた目標とした。
- 3 市民意識調査において、回答割合の高い森吉地区の水準を全市の目標とした。

施策 2-3 高齢者福祉の充実（高齢者福祉）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 令和元年度の高齢化率は43.7%となっており、10年前の平成21年度の35.7%から比べると8.0ポイント上昇しています。また、高齢化率は、今後団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には47.8%、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には53.6%になることが見込まれています。
- 高齢化の進展に伴い、介護や支援を必要とする高齢者・認知症対策が重要となっています。高齢者になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、要介護状態にならないための予防的な取り組みや、在宅医療・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる機能強化が必要とされています。
- 独居高齢者や高齢者世帯が増加しており、社会的に孤立する人の増加が懸念されていることから、社会参加を促す取り組みや在宅生活を支える支援がより一層求められています。
- 高齢者福祉施設については、入所待機者が慢性的に多い状況にありますが、高齢者数も減少に転じていることから、住み慣れた地域での生活を維持できる支援体制の整備とともに、持続可能な介護保険制度の運営に向けた取り組みが必要となります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

2-3-1 高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防への支援

- 高齢者が外出して仲間づくりや生きがい活動のきっかけとなる介護予防講座を実施します。
- 老人クラブへの支援を行うとともに、高齢者の社会参加の機会を提供します。

2-3-2 地域包括ケアシステムの維持、機能強化

- 地域包括センターにおいて、各圏域の実情を踏まえた支援体制として、医師会等関係機関との連携のもと、「地域ケアシステム」の維持と機能強化に努め、地域ケア会議を通じた多方面からの支援方策の検討や、在宅医療・介護サービスの一体的な提供を行います。

2-3-3 在宅生活支援

- 高齢者への戸別訪問や食の自立支援のための配食、通院等に係る外出支援を行い、住み慣れた地域で生活が続けられるようにします。

2-3-4 高齢者福祉施設の整備、見直し

- 「北秋田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき必要な施設整備を行い、待機者等の解消に努めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- ・地域ぐるみで高齢者等を見守りましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---|----|----------------|----------------|
| 1 | 要介護・要支援認定を受けていない後期高齢者 (75歳以上)の割合 | % | 67.3 | 68.0 |
| 2 | 要介護・要支援認定を受けていない前期高齢者 (65歳～74歳以下)の割合 | % | 96.5 | 97.0 |
| 3 | 悩みや不安を相談できる人がいないと答えた 60歳以上の市民の割合 | % | 7.7 | 5.0 |
| 4 | 家族の世話や介護に不安を感じると答えた市民の 割合 | % | 40.2 | 36.5 |

指標の考え方について

- 1 健康づくりや介護予防への支援強化で現状維持を目標とした。
- 2 健康づくりや介護予防への支援強化で現状維持を目標とした。
- 3 市民意識調査において、回答割合の低い鷹巣地区の水準を全市の目標とした。
- 4 市民意識調査において、回答割合の低い鷹巣地区の水準を全市の目標とした。

施策 2-4 障がい者福祉の充実（障がい者福祉）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 障がいのある人が住み慣れた地域に移行した後も生活していけるよう、関係機関等と連携して就労や日中活動の支援を進めており、少しずつ施設入所から地域生活へ移行する人が増えていますが、自立に向けては未だ難しい状況もあり、地域における受皿整備や支援体制を継続していく必要があります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域において障がいに対する正しい理解や知識の普及が求められており、今後は自立支援に加え、地域社会での共生や社会的障壁の除去、差別や偏見のない地域社会へ向けて取り組んでいくことが求められています。
- 公共施設のバリアフリー化には、車いす用駐車場などの整備条件があり、新施設ではバリアフリー化が進んでいます。既存施設においても、障がいがあっても使いやすい施設の在り方について検討し、徐々にバリアフリー化を進めていく必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

2-4-1 自立支援サービス（地域移行・就労支援）の促進

- 福祉施設入所者の地域生活への移行に向けて、関係機関と連携し受皿の整備を進めるとともに、自立訓練事業等を利用しながら地域移行後も安心して生活できるよう支援体制の充実を図ります。
- 障がい者本人の就労に対する心構えや意欲を考慮し、障害者就労・生活支援センターと連携しながら就労移行支援事業を推進することにより、一般就労に向けた訓練を行います。
- 障害者就業・生活支援センターと連携して当事者と就労先との連携等フォロー体制の整備を図り、一般就労への移行を推進するほか、一般就労が困難な方に対しては、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型への移行を推進します。

2-4-2 障がい児サービスの促進

- 障がい児への支援について、多くの児童がサービスを利用できるよう、引き続き相談・指導の体制を確立し、情報提供に努めます。

2-4-3 施設のバリアフリー化

- 障がい者が使いやすい施設の在り方を検討し、新施設においてはバリアフリー化を標準としながら、既存施設においても整備が容易な部分からバリアフリー化を進めます。また、

施設の形状等によりバリアフリー化が困難な箇所については、職員による介助を行うなど、代替手段を確保します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・就労や地域での生活について、障がいのあることへの理解を深めましょう。
- ・イベントや行事を開催する際は、誰でも参加しやすいように配慮しましょう。
- ・施設の利用者や障がいのある人から、施設の使いやすさ（バリアフリー）について意見等をもらい、より良い施設運営を心がけましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------------|-----|---------------------|---------------------|
| 1 | 福祉施設入所者数【累計】 | 人 | 130 | 122 |
| 2 | 福祉施設から一般就労への移行者数【累計】 | 人 | 7 | 16 |
| 3 | 福祉施設から就労継続支援 A 型・B 型への移行者数 | 人 | A 型 2 人 B 型 83 人 | A 型 5 人 B 型 88 人 |
| 4 | 就労移行支援事業の利用者数【累計】 | 人 | 2 | 14 |
| 5 | 公共施設のバリアフリー率【累計】 | % | 22.1 | 29.3 |

指標の考え方について

- 1 厚生労働省による障害福祉計画に係る成果目標及び活動指標（6%）に準じた目標とした。
- 2 厚生労働省による障害福祉計画に係る成果目標及び活動指標（1.27 倍）に準じた目標とした。
- 3 目標値は厚生労働省による障害福祉計画に係る成果目標及び活動指標を踏まえ、A 型については指標（1.26 倍）どおりに、B 型については前期基本計画期間内実績の平均（88 人）を踏まえた目標とした。
- 4 バリアフリー基準（最低 6 項目）に 1 項目で該当する可能性のある施設数（6）を目標とした。

基本理念3 命のたいせつさを学び文化をはぐくむ 豊かなまちづくり

[SDGsによる目標]



施策3-1 安心して結婚・出産・子育てできる 環境の充実（結婚・出産・子育て）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市において少子化は急激に進んでおり、依然として出生率の低下に歯止めがかからない状況にあります。こうした背景には、若者の流出による人口減、未婚化、晩婚化、晩産化などが考えられ、その対策が急務となっています。
- こうした少子化の進行に対処すべく、本市では、婚活イベントなどの開催、あきた結婚支援センターへの入会登録料の助成など、男女の出会いと結婚に向けた支援を行っています。
- また、郷土愛を育み、学生のうちから結婚や家庭を築くことについて考える機会を持たせることで、本市での結婚と子育てへの意識付けを行い、若者の流出抑制に努めています。
- 子育て世代に対しては、心身と経済の両面から支援を行っていますが、子育てに不安や負担を感じる親や、支援を必要とする親子、ひとり親家庭など、求められる支援も多様化、複雑化しています。
- 今後は、結婚・出産・子育てに対して、中長期的、総合的な視点から切れ目のない包括的な支援に取り組む必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

3-1-1 結婚、子育てに関する若者への支援

- 不妊治療や不育症にかかる費用の助成を行い、子どもを望む夫婦の経済的、精神的負担の軽減を図ります。
- 婚活イベントなどの開催や、あきた結婚支援センターへの入会登録料の助成など、若者の出会いの場（機会）を創出するほか、結婚相談を通じて細やかな支援を行います。
- 対面や電話相談のほかオンライン、SNS、アプリなどの活用により、新しい生活様式に即した形も取り入れながら、相談者のニーズに応じた結婚相談窓口を開設し、きめ細やかな結婚支援を行います。

3-1-2 子育てと仕事の両立支援

- 休暇の取得など、働きながら妊産婦健診や教室を受けやすい体制づくりを支援します。
- 保育所等における延長保育、一時保育、病児保育の充実と年度中の待機児童解消、子育てサポートハウスの利用により、働きながら安心して子育てできる環境づくりを支援します。

3-1-3 子育て家庭を支援する環境づくり

- 妊産婦健診、乳児全戸訪問、養育支援事業により、健やかな児を産み育てることができるよう支援します。
- 育児相談、乳幼児健診、育児サークル等を通じて、子どもの健やかな成長と、保護者の育児不安の軽減に努めます。
- 子育て世代包括支援センターの周知、利用促進を図り、安心して子育てできるよう支援します。
- 第1子ハッピーアニバーサリー事業、子育てクーポン券事業、児童手当事業、ひとり親関連の手当や入学祝金など、子育て家庭を経済的に支援します。

3-1-4 地域・社会全体で子育てを支える意識・環境づくり

- 「乳幼児育成指導連絡会議」、「子どもの健康を考える連絡会」などを開催し、各機関との連携をとりながら子育て環境づくりに努めます。
- 市が求める子育てに関する悩み事や相談における様々な問題に対し、保護者に寄り添いながら改善、解決に努めていきます。また、子どもの貧困対策に関しては施策や連携体制の指針となる「北秋田市子どもの貧困対策計画（仮）」を策定します。
- 子育て支援策について、関連部署等と連携を図りながら調査・分析し、必要な対策を講じます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 妊産婦健診、乳幼児健診、乳幼児相談、予防接種を受けましょう。
- ・ 子どもを地域全体で育てる意識を持ち、地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- ・ 子育ての不安は、ひとりで抱えず家族や仲間、市役所の相談窓口や子育て世代包括支援センターに相談しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---------------------------|----|----------------|----------------|
| 1 | 出生数 | 人 | 93 | 93 |
| 2 | 出生数に占める低出生体重児の割合 | % | 7.1 | 7.0 |
| 3 | 子育て中の母の気持ちや体調が良い割合 | % | 72.4 | 82.0 |
| 4 | 子育てに関して気軽に相談できる人がいる保護者の割合 | % | 57.1 | 65 |
| 5 | 子育てしやすいまちだと答えた市民の割合 | % | 56.6 | 75 |
| 6 | 婚姻数 | 組 | 90 | 90 |

指標の考え方について

- 1 現状維持を目標とした。
- 2 低体重児（2,500g未満）、出生数に対する率について、県と市で年により変動があるため、5年間の平均値を目標値とした。
- 3 乳幼児健診アンケートにおいて、現状よりもおよそ10.0%の向上を目標とした。
- 4 子育てに関して気軽に相談できる人を増やすことを目標とした。（※市民意識調査）
- 5 子育てしやすい環境を整備することで、子育てしやすいまちだと感じる人を増やすことを目標とした。（※市民意識調査）
- 6 現状維持を目標とした。



施策 3-2 学校教育の充実（学校教育）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 児童生徒数は少子化の影響から依然として減少傾向にあり、北秋田市小中学校適正規模・配置再編プランを基に学校の再編に取り組んできましたが、少子高齢化やグローバル化、情報化の中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることから、地域と学校が連携・協働し、地域に根ざした特色ある学校づくりが求められています。
- 令和2年度に全小・中学校で学校運営協議会が組織されたことにより、ふるさと・キャリア教育を更に推進することで、地域の将来を担う人材の育成が図られています。
- 令和元年度全国学力・学習状況調査で秋田県は引き続き全国のトップレベルを維持しており、本市の児童生徒の学力は県平均をやや上回り、概ね良い状況です。また、「学校が楽しい」の質問肢への肯定的な回答は9割を超えています。
- 不登校の出現率は国や県と比べて低い状態ですが、あきたリフレッシュ学園やさわやか教室の活用など、一人一人の特性に寄り添った対応が引き続き求められています。また、特別支援教育においては、個に応じた指導の更なる充実が求められています。
- 学校施設においては、小・中学校13校中、令和7年までに築30年(老朽化率50%)以上の学校が8校(大規模改造実施校を除く)と老朽化が進んでいることから、施設の機能向上、機能回復が求められています。
- 学校給食施設においては、鷹巣北部・南部学校給食センターが築20年以上になることから、設備や調理機材の経年劣化による故障が多くなってきています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

3-2-1 地域の実情に応じた特色ある学校づくり

- 小・中学校の適正規模・配置再編については、平成28年度に策定のプランを基に、保護者や地域住民との話し合いを重ねながら、再編の実際については児童生徒や地域の実情に応じた学校再編を進めます。
- 学校の規模や地域の特色等を生かし、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

3-2-2 ふるさとへの愛着と誇りを重視したふるさと・キャリア教育の充実

- 北秋田市学校教育ビジョンに基づき、教育活動全体を通じたふるさと・キャリア教育を推進するとともに、学校運営協議会等と協働して地域に根ざした学びを推進し、小・中が連携して、児童生徒のキャリア発達を促します。

3-2-3 基礎学力の定着と学力向上

- 児童生徒が確かな学力を身に付けるとともに、一人一人の資質・能力を伸ばすために、学校訪問指導や教育センター事業を通して、教職員の指導力の向上に資する取組や授業改善等に向けた取組を充実させます。

3-2-4 一人一人の子どもに寄り添った教育の充実

- 不登校対策については、あきたりフレッシュ学園やさわやか教室等の活用により、一人一人の児童生徒の特性に合わせた取組を進めます。
- 特別な支援が必要な児童生徒については、教育支援委員会を通して、それぞれの児童生徒に適した就学や支援の在り方を検討するとともに、通級指導教室の活用、学校生活サポート員の配置により、個に応じた支援を行います。
- 児童生徒一人一人の心に寄り添い、「いじめゼロ」を目指し、全教職員による迅速な情報の把握と共有を基に適切に対応します。

3-2-5 教育環境の充実

- 教育 ICT 環境の整備により、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない公正で個別最適化された学びを保障します。
- 学校施設については、各種点検・調査の結果に基づき、予防保全的維持修繕とトイレの洋式化、乾式化等の施設整備を進めます。
- 学校給食施設については、学校再編の実際に合わせて、給食センターの統廃合を検討するとともに、老朽化した設備・機材の効率的、効果的な整備を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・学校運営協議会を通して地域住民等の意見を反映し、特色ある学校づくりを進めましょう。
- ・地域に根ざした教育活動に参加・協力し、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りを育みましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---|-----|---|----------------|
| 1 | 県学習状況調査の質問肢「地域のためになる活動に進んで取り組みたいと思う」で「当てはまる」と答えた児童生徒の割合 | % | 小4 68.6 小5 53.8 小6 65.2 中1 51.2 中2 51.0 | 県平均を上回る |

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--|-----|---|----------------|
| 2 | 県学習状況調査の質問肢「学校が楽しい」で「当てはまる」と答えた児童生徒の割合 | % | 小4 66.8 小5 56.8 小6 66.2 中1 51.2 中2 59.5 | 県平均を上回る |
| 3 | 県学習状況調査における正答率 | % | 小4 78.8 小5 75.6 小6 71.1 中1 59.9 中2 57.9 | 県平均を上回る |
| 4 | 不登校児童生徒のうち、あきたリフレッシュ学園又はさわやか教室を利用している人数の割合 | % | 57.1 | 70.0以上 |

----- 指標の考え方について -----

- 1 ふるさと・キャリア教育の推進により、全ての学年において県平均を上回ることを目標とした。
- 2 調査では、「当てはまる」を選んだ児童生徒が県平均より小で4.2%、中で7.7%少ないため、県平均を上回ることを目標とした。
- 3 秋田県が全国学力・学習状況調査でトップレベルを継続している状況であり、学年によって正答率も異なるため、県平均を上回ることを目標とした。
- 4 不登校児童生徒一人一人の特性に合わせて関係機関と連携することで学校復帰につなげるための目標設定とした。

施策 3-3 生涯学習の充実（生涯学習）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市では、市民ふれあいプラザと3つの公民館と8つの地区公民館を地域交流の拠点と位置づけ、市民一人一人が生涯にわたって学び続けることができる学習環境を整備しています。また、各公民館での各種講座や高齢者大学のほか、市職員による出前講座等、多様な学習機会を提供することで、市民が積極的・主体的に学びに参加することができるよう支援しています。
- 市民意識調査では、「生涯学習を特に行っていない」市民の割合が5年前の38.2%から42.1%に増えています。中でも50歳代と70歳以上の市民の50%以上が「特に行っていない」と回答しており、中高年者の学習機会が減少していることが分かります。今後の課題として、幅広い高齢層が魅力を感じるような公民館講座やイベントの工夫が必要となっています。
- 地域づくりにつながる社会教育として、地域学校協働活動推進事業やふるさと事業、家庭教育支援推進事業、子ども伝統文化継承事業など、学校と地域が協働する機会を増やすことで、それぞれの地域の活性化と子どもたちの「ふるさと愛」の醸成を図っています。
- 学校運営協議会が全小・中学校に組織されたことで、地域と学校の協働活動が推進する体制が整いました。今後地域の範囲が広域化する中で、学校とどのように協働して、子どもたちの「ふるさとを愛する心」「ふるさとを支えるキャリア形成」を育てていくかを、熟議等を通して検討していく必要があります。
- 市民ふれあいプラザについては、利用する市民の声を聴きながら、より多くの市民に親しまれ利用されるよう運営方法を検討していくことが必要となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

3-3-1 学びの場・発表の場の創造と情報発信

- 公民館講座、高齢者大学、図書館、出前講座等により、市民が生涯を通じて学ぶ意識を持ち続けるとともに、仲間づくりや生きがいがいづくりと併せて、成果を地域に還元していきけるような学びの機会を創造します。
- 市の文化祭や、生涯学習フェスタ等、学びの成果を発表・活躍・交流する場を提供することで、学習活動への意欲をさらに高めるとともに、生きがいがいづくりに寄与するような講座や事業の情報発信の方法についても工夫を図ります。
- 公民館講座と子どもたちが協働できる行事等の開催を進めます。

3-3-2 活力ある地域づくりにつながる社会教育

- 地域コミュニティ活動の重要性や社会貢献を通じた生きがいがづくりの大切さを周知する「合同高齢者大学」や「市民公開講座」などを開催することで、学びの成果を地域に還元できるような活動のきっかけづくり、場づくり、人材育成を進めます。
- 地域学校協働活動推進事業や、ふるさと事業の取組等で、学校を拠点に地域と協働する機会を増やし、世代間交流を通して地域の活性化に寄与できるよう努めます。
- 市の関係部署や外部関係機関との連携を深め、市民と行政が一体となり課題解決に向けた取組ができる体制づくりを進めます。

3-3-3 児童・生徒の学校外の学習・交流の推進

- 様々な体験活動や交流事業が子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長に必要と捉え、冬の笑学校、放課後子ども教室等、子ども関連団体と連携して、学校活動以外の体験学習や発表の場に地域の教育力を生かします。
- 伝統文化を通じた交流を進めることで、伝統文化への理解を深めるとともに見聞を広めてもらう機会を創出します。
- 地域学校協働活動推進事業を一層深化させ、学校と地域が一体となり地域ぐるみで、将来、地域を支える子どもたちの育成に努めます。

3-3-4 北秋田市民ふれあいプラザを拠点とした生涯学習の充実と賑わいづくり

- 北秋田市民ふれあいプラザ(コムコム)は、3年8カ月で100万人を超える利用者があり、「憩い・交流・賑わい」の拠点施設としての目的を達成しているため、引き続き市民の幸福感の醸成と、市街地からコムコムへ、コムコムから市街地へ周遊する人の流れの中から、市街地の賑わいづくりにつながる取組を、関係機関等との連携を通じて検討していきます。

3-3-5 生涯学習施設等の適正な管理

- 全ての市民が利用しやすい施設とするため、老朽化が進む既存施設の長寿命化と計画的な整備を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 地域の拠点である公民館の活動に積極的に参加し、仲間づくりや生きがいがづくりにつながりましょう。
- ・ 自らの学びを地域の活動にも活かしましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|------------------------------------|----|----------------|----------------|
| 1 | 公民館講座・高齢者大学・図書館等の利用者の満足度調査（コムコム含む） | % | — | 90 |
| 2 | 自主講座への移行数 【R3～R7 年度毎の移行数の合計】 | 講座 | 21 | 28 |
| 3 | 知識や教養、趣味等を主体的に学習する市民の割合 | % | 57.9 | 60.0 |
| 4 | 地域学校協働活動に参加したボランティアと子どもの満足度調査 | % | — | 90 |
| 5 | 北秋田市民ふれあいプラザ利用者数【延べ利用者数】 | 人 | 60,937 | 64,400 |
| 6 | 社会教育施設台帳の整備と、今後の管理計画書の作成 | 箇所 | — | 12 |

指標の考え方について

- 1 新たに共通様式で満足度調査を実施し、満足度 90%を目標とした。
- 2 自主講座への移行することで、主体的に生涯学習活動に携わることとなるため、年間 1 講座増とし累計で 5 件増を目標とした。
- 3 市民意識調査で数値の低かった 50 代や 70 代以上をターゲットに学びを広げ、市全体で 60%まで増やすことを目標とした。
- 4 学校と地域が一体となり将来の担い手を育成するため、事業内容の充実を図ることで（毎年）満足度 90%を目標とした。
- 5 講座メニューや PR 方法を工夫することで、現在の利用者を 64,400 人まで増やすことを目標とした。
- 6 共通様式により市内すべての公民館の台帳及び管理計画書を作成することを目標とした。

施策 3-4 芸術・文化の継承と振興（芸術・文化）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市には 97 件の国・県・市の指定文化財等のほか、未指定の文化財等が多数存在しています。また、国指定史跡伊勢堂岱遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成遺跡として令和 3 年夏頃のユネスコ世界文化遺産登録を目指しているところであり、適切な管理及び情報発信が求められています。
- 本市に残る貴重な文化財については、適切に保存、公開、活用に努めています。今後も郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を育むためにも、より多くの市民が郷土の歴史にふれる機会を創出していく必要があります。
- 本市の芸術・文化活動は中高年世代が中心となって活動しているほか、芸術文化鑑賞は主に文化会館を会場に行われています。
- 市民が主体的に取り組む文化活動を支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、若者を含む多くの市民が芸術文化に親しむことができるような機会の創出、活動を行う人材の育成や後継者の確保を図っていくことが求められています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

3-4-1 伊勢堂岱遺跡の世界遺産登録推進及び管理

- 伊勢堂岱遺跡の価値を守るため適切な環境整備に取り組み、遺跡の価値を発信するボランティアガイドを育成するための講座を開催します。
- 世界文化遺産登録の PR と気軽に伊勢堂岱遺跡へ足を運べるよう SNS 等による情報の発信やアクセス情報の提供に取り組みます。
- 北海道・北東北の縄文遺跡群の関係自治体と連携し、認知度向上、価値や魅力の浸透と周遊促進に取り組みます。

3-4-2 芸術文化活動の支援

- 現在活動している個人・団体との相互理解のもと連携を密にし、活動の支援に取り組みます。
- 芸術文化活動を市民が身近に感じることができるよう、各団体の活動内容を市広報や新聞等で紹介する取組を進めます。

3-4-3 有形文化財の保存と活用

- 市内の個人所有を含む有形文化財の所在確認と文化財に対する意識付けを定期的に行い、適切な保存と散逸防止に取り組みます。
- 文化財が地域の宝と認識されるよう、文化財情報を市広報や新聞等で紹介します。
- 文化財を身近に感じてもらうため、文化財を公開する仕組みづくりに取り組みます。

3-4-4 無形文化財の保護と継承

- 保存会の継承活動を支援し、地域の伝統芸能を継承していくため、保存会等との意見交換を定期的で開催します。
- 伝統芸能の発表の場を提供し、地域で行われている伝統芸能について市民へ紹介する取組を進めるとともに、無形文化財の保存についても取り組みます。

3-4-5 芸術文化鑑賞の充実

- 文化会館の自主事業や市文化祭、浜辺の歌音楽祭等を開催し、芸術文化に親しむ機会の提供に取り組みます。
- 定期的に芸術文化に関する情報を市民へ発信し、芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 世界文化遺産としての伊勢堂岱遺跡への理解を深めましょう。
- ・ 地域に残る有形・無形文化財の価値を共有し、後世へ引き継いでいくための保存活用へ協力しましょう。
- ・ 芸術や文化等のグループ活動へ積極的に参加しましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---|----|----------------|----------------|
| 1 | 伊勢堂岱遺跡を見学したことがある市民の割合 | % | 30.3 | 50.0 |
| 2 | 伊勢堂岱遺跡に関する市のイベントや関連団体に参加するなど既に協力している市民の割合 | % | 2.2 | 5.0 |
| 3 | 伊勢堂岱遺跡のボランティアガイドを始めた人数 | 人 | — | 5人 |
| 4 | 芸術や文化等のグループ活動に参加したことがある市民の割合 | % | 4.6 | 8.0 |
| 5 | 市内にある文化財を5つ以上、知っている市民の割合 | % | — | 20.0 |
| 6 | 祭りや伝統芸能等の地域行事に参加したことがある市民の割合 | % | 30.3 | 35.0 |

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------------|----|----------------|----------------|
| 7 | 市内に限らず、年1回以上芸術文化を鑑賞した市民の割合 | % | — | 20.0 |

----- 指標の考え方について -----

- 1 世界遺産としての価値を知ってもらうために、前期同様50%を目標とした。
- 2 世界遺産を目指す伊勢堂岱遺跡に関して、市民の意識情勢を図る意味で現状値の倍以上の5%を目標とした。
- 3 新たにボランティアを始める人を年1人ずつ増やすことを目標とした。
- 4 芸術や文化に触れることで、市民の幸福度が向上し心豊かに暮らすことにつながるよう、8%を目標とした。
- 5 地域にある文化財を知ることによってその価値を知るきっかけとなり、地域の宝として継承することにつながるよう、概ね2世帯1人を目安の6,998人とし、全人口の概ね20%を目標とした。
- 6 祭りや伝統芸能等の地域行事に参加することで、祭りや伝統芸能等の保存継承につながるよう、35%を目標とした。
- 7 芸術文化を鑑賞することで、市民の幸福度が向上し心豊かに暮らすこと、また鑑賞の場の提供のあり方等の評価につながるよう、概ね2世帯1人を目安の6,998人とし、全人口の概ね20%を目標とした。

施策 3-5 スポーツの振興（スポーツ）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- スポーツを通じて、市民が健康で活力のあるまちづくりを実現するために、本市ではチャレンジデーや体力テストを実施していますが、本市で毎年実施している「スポーツ推進に関する市民意識調査」による結果では、「月1回以上運動する人の割合」は48.0%（令和元年度）となっており、期待した目標値に至っていない状況にあります。
- 市内の体育施設については、多くが建設から年数が経過しており、幼児から高齢者まで幅広い年齢に応じた利用者の安全確保を図るためにも、施設の改修や施設の整備、社会構造の変化によるスポーツ施設の配置等が課題となっています。
- 「スポーツ推進に関する市民意識調査」による運動やスポーツをしない理由として「スポーツを行うためのきっかけがない」「仕事や家事が忙しい」などが上げられていることから、それらを解消することが課題となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

3-5-1 スポーツ環境の充実

- 幼児から高齢者まで、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現のため、スポーツ推進委員と連携のもと、市民のスポーツ活動の充実を図るとともに気軽にスポーツに親しめる支援を行います。
- 既存施設・器具等の修繕や更新を継続して行い、今後も施設の適正管理と有効活用に努めるとともに、多様なスポーツニーズに応じた施設環境の充実を図ります。

3-5-2 生涯スポーツの推進・スポーツを通じた地域活性化

- スポーツ活動に親しむ機会と場を提供し、健康づくりやコミュニティづくりへの関心を高め、スポーツ活動の普及・振興によりスポーツを通じた地域の活性化を図ります。
- 体力テストやチャレンジデーへ、多くの市民が積極的に参加できるような環境づくりを推進し、市民がスポーツに親しむきっかけをつくります。
- 「100キロチャレンジマラソン」については、全国から多くの参加や地域住民の協力により、地域に愛されるイベントとして定着していることから、今後も継続して開催を支援します。
- 総合地域型スポーツクラブは、身近な地域で、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを楽しむことができるクラブのため、地域の活性化のためにも充実に向けた取り組みを推進します。

- 関係部署と連携し、障がいのある方のスポーツの「する」「みる」に対する環境の充実と障がい者スポーツの周知について検討します。

3-5-3 競技スポーツの向上

- スポーツ少年団の競技力向上のため、県の講習会を活用した指導者の育成・確保を図ります。
- 市内で開催されるスポーツ大会開催経費の補助事業を活用し、全県大会以上の大会誘致を図ることにより、各競技人口の底辺拡大や交流人口の拡大につなげ、競技力向上を図ります。
- スポーツ・文化合宿等誘致促進事業を活用し、実業団や大学の合宿を誘致し、交流を図ることにより、関係スポーツの競技力向上に努めます。
- 県大会規模以上の大会出場経費の一部を補助することにより、競技者がより高い目標を目指し挑戦することで、競技力の向上につなげます。
- 競技スポーツ大会、スポーツレクリエーション大会やスポーツ教室の開催やスポーツに関する専門知識、指導力のある体育協会と連携し、各競技の競技力向上を目指します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・スポーツ施設を安全に、大切に使いましょう。
- ・スポーツを通して市内外の人と交流しましょう。
- ・体カテストやチャレンジデーへ参加し、年齢や体力に応じた運動習慣を身につけましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|------------------------|-----------|----------------|----------------|
| 1 | 運動・スポーツに対する満足度 | % | 60.4 | 70.0 |
| 2 | 運動・スポーツを週1回以上する市民の割合 | % | 41.1 | 50.0 |
| 3 | スポーツ・文化活動等に係る合宿誘致数【単年】 | 人数 団体数 | 延べ315名 2団体 | 延べ500名 5団体 |

指標の考え方について

- 1 市民意識調査において、少子化・人口減少が見込まれる中だが、現状値以上を目標値とした。
- 2 市民意識調査において、県の目標値は週1回以上65%となっているが、本市の特性を踏まえ、50%を目標とした。
- 3 補助事業の活用を広く周知することで、現状値以上を目標値とした。

基本理念 4 自然を愛し環境をととのえる美しいまちづくり

[SDGsによる目標]



施策 4-1 ごみの減量化推進と適正な処理（ごみ処理）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 環境保全の重要性が叫ばれる中、循環を基調としたごみをできるだけ出さない社会を形成していくために、市民一人一人のモラル・マナーの向上などに取り組み、市民のごみ減量やリサイクル活動を推進していく必要があります。
- 本市では、クリーンリサイクルセンターの処理能力の向上により、これまで埋立地に搬入していた大きなごみも、焼却処理できるようになりましたが、一方で搬入される資源ごみが減少しているため、リサイクルへの意識向上に引き続き取り組む必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-1-1 ごみの減量化とリサイクル率の向上

- 広報誌や出前講座、クリーンリサイクルセンターの環境学習などを通じて本市における資源ごみの現状をお伝えするなど、リサイクルへの興味を持たせ、啓発を図るほか、ごみの早見表の周知に努め、適正な処理を促します。
- 食品ロス削減によるごみの減量化に取り組みます。

4-1-2 処理体制の充実

- 家庭ごみについては、リサイクルする資源ごみと焼却処理する可燃ごみに分別された収集体制が構築されています。毎戸配付しているごみカレンダーによる収集日程と、家庭ごみの分け方・出し方一覧により周知につなげます。

4-1-3 不法投棄対策の推進

- 不法投棄監視員を委嘱し、各地区において定期的な巡回活動の実施により不法投棄の発見や、防止看板や監視カメラを設置することにより、不法投棄防止につなげます。
- 広報誌や出前講座、ごみの分別早見表、家庭ごみの分け方・出し方一覧などについて周知を図り、日頃からのリサイクルの意識を高めることにより、ゴミの適正な処分ができるよう働きかけます。

4-1-4 住民参加による自然環境保全活動の推進

- 市民自らの手で地域の自然環境を守るため、春と秋の2回、市民参加による一斉クリーンアップを実施します。

4-1-5 し尿処理、汚泥処理の対応

- 令和2年4月より、新設された北秋田市し尿処理施設の運転が始まり、環境基準を遵守し、安全で安心な運営に取り組みます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 家庭や事業所で協力し、ごみの分別、リサイクル等、ごみの減量化に取り組みましょう。
- ・ 不法投棄の根絶に向けて、パトロールなどに地域で協力して取り組んでみましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------------------|-------|----------------|----------------|
| 1 | 家庭ごみ1日1人当たりの排出量 | g/人・日 | 691 | 642.8 |
| 2 | 総資源化率（リサイクル率） | % | 12.09 | 15.4 |
| 3 | 不法投棄件数 | 件 | 78 | 40 |
| 4 | クリーンアップ活動に参加している延べ人数の割合 | % | 30.2 | 32.7 |

指標の考え方について

- 1 平成26年度と令和元年度の家庭ゴミ総排出量を比較し、その増減率から目標値を設定した。
- 2 北秋田市地域循環型社会形成推進地域計画に掲げた目標値とした。
- 3 ここ数年のうち最も少なかった件数を目標値とした。
- 4 ここ数年で最も多い参加人数が現状維持となるよう目標を設定した。

施策 4-2 地球温暖化対策の推進（環境）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 地球規模での様々な環境問題の発生を背景に、地球温暖化防止に向けた取組が進む中、さらなる環境負荷の低減を目指すには、市民、事業者、行政が現状を認識し、それぞれの役割において環境に配慮した取組を一体となって進める必要があります。
- 本市では、ごみの減量やリサイクルの推進、再生可能エネルギーへの転換、利用促進を図っていますが、市民の関心が低くなってきているため、地球温暖化防止に向けた啓発活動を引き続き行う必要があります。
- 再生可能エネルギーについては、既に稼働している太陽光発電、水力発電のほか、バイオマス・風力・小水力・地熱発電など自然を生かした新たな電力開発が求められています。
- ハイブリッドカーや電気自動車、燃料電池自動車といった、CO2 の削減に効果のある自動車が普及してきており、さらなる普及拡大に向けて公用車への導入や充電スタンド設置等が求められています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-2-1 エコ意識の普及・啓発

- 市職員による出前講座の実施や市広報誌・市ホームページでの周知を行います。また、エコバッグの推奨やクリーンリサイクルセンターの環境学習等により、ごみの減量化やリサイクルへの啓発を行います。

4-2-2 再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーの必要性を周知し、利用促進を図ります。
- 太陽光・バイオマス・風力・小水力・地熱発電等については、地域に合わせた活用や開発事業者への支援を行うほか、市有施設等での利活用についても検討します。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 日常生活の中で、地球温暖化防止へどのようなことができるか考え、一人一人が意識して行動しましょう。
- ・ 再生可能エネルギーの利用など、環境を意識した事業活動を推進しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---|-------------------|----------------|----------------|
| 1 | 地球温暖化防止につながる取り組みをしている市民の割合（冷暖房の温度設定の調整） | % | 46.7 | 60.9 |
| 2 | 公共施設（市直営施設）におけるCO ₂ 排出量 | t-CO ₂ | 13,044 | 12,268 |

指標の考え方について

- 1 市民意識調査において最も意識の高かった節電・節水の水準に達することを目標とした。
- 2 北秋田市地球温暖化防止計画の目標に参照し、年間1%削減を目標とした。

施策 4-3 道路網の充実（交通網）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 広域道路網においては、令和 2 年度までに日本海沿岸東北自動車道（日沿道）の鷹巣西道路が供用予定であるほか、二ツ井今泉道路も令和 5 年度に開通見通しが示されたことにより、さらなる広域交流交通基盤の整備が期待されています。引き続き着実かつ迅速な整備が図られ、早期の全線開通が求められています。
- 地域間交流や市民サービスの維持を図るうえで道路交通網の整備は必要不可欠です。現在、市北部を東西に横断する国道 7 号や南北に縦断する国道 105 号・285 号を主要幹線道路として、これを補完する主要地方道、一般県道、市道による交通ネットワークが形成されています。
- 既に整備を行っている生活圏域交通基盤については、老朽化や損傷による舗装や改修の必要性が顕在化してきていることから、適切な管理が求められています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-3-1 広域交流交通基盤の整備

- 令和 5 年度完成予定の日沿道「二ツ井今泉道路」について、引き続き一日も早い完成に向けた要望活動を行います。
- 「大曲・鷹巣道路の地域高規格道路計画路線への格上げ、危険箇所の早期整備改良」の要望を積極的に行います。

4-3-2 生活圏域交通基盤の整備

- 安心・安全・快適な道路網の環境整備を図るため、市道の改良や、生活圏内にある市道の未舗装箇所の舗装修繕のほか、路面性状調査に基づき主要路線の舗装修繕を進めます。
- 北秋田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき健全度の判定区分が低い橋梁の改修を計画的に進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・身近な道路への環境美化に協力するなど、関心を高め、市道や橋梁等について要望等があるときは、市へ情報提供を行いましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 市道の改良率【累計】 | % | 78.2 | 80 |
| 2 | 市道の舗装率【累計】 | % | 71.6 | 75 |
| 3 | 緊急度が高い道路の舗装改良率【累計】 | % | 74.1 | 80 |
| 4 | 早期措置段階の橋梁補修数【累計】 | 橋 | 15 | 37 |

指標の考え方について

- 1 過去数年の実績傾向が令和7年度まで続くと考え、目標を設定した。
※全道路延長に対する改良済道路総延長の比率
- 2 過去数年の実績傾向が令和7年度まで続くと考え、目標を設定した。
※全道路延長に対する舗装済道路総延長の比率
- 3 過去数年の実績傾向が令和7年度まで続くと考え、目標を設定した。
※平成25年度に実施した路面性状調査における緊急度が高い道路延長に対する改良率
- 4 過去数年の実績傾向が令和7年度まで続くと考え、目標を設定した。
※北秋田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき健全度「Ⅲ」：早期措置段階・「Ⅳ」：緊急措置段階・「跨線橋・跨道橋」の早期と判定された橋梁103橋

施策 4-4 住環境の整備（住環境）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 人口減少、少子高齢化などにより空家が増加傾向にあるなど、本市の住環境は大きく変化しています。
- 空家については、今後も増加が予想されることから、所有者による維持管理等について周知を図るほか、老朽化による家屋の倒壊、雑草等による景観の悪化、不衛生な状態による悪臭発生などの問題が発生した場合は、「北秋田市空家等対策計画」に基づき、庁内で連携し所有者等へ連絡することで適切な管理に取り組んでいく必要があります。
- 市営住宅については、新規募集を行っても入居申請が見込めない状況にあり、市民の生活様式や価値観の多様化、過疎化の進展、冬季の厳しい自然環境への対応など、多様化する居住ニーズへの対応や住宅ストックの活用等の見直しが必要になります。
- 住環境においては、特に耐震性を有していない昭和 55 年以前に建築の住宅の安全確保や、高齢の入居者に対する、住宅のバリアフリー化等の改修が急務となっています。
- 都市公園等維持管理及び施設整備については、各公園内の付帯設備の老朽化が目立ち、安心・安全の確保が急務となっています。
- 地籍調査については、土地所有者の高齢化等により、土地所有者同士の合意が得られない場合や未立会いのための筆界未定地等の解消が課題となっており、土地の所有権の保護、計画的な土地利用、公平な課税等、各種施策の推進を図るためにも、引き続き調査を計画的に推進していく必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-4-1 市営住宅の整備（老朽化対策、維持管理）

- 「北秋田市住生活基本計画」に基づき、公営住宅の計画的な建替を行うほか、既存の市営住宅については、外壁改修や屋根の葺替、バリアフリー改修など計画的な改修・改善を行います。
- 民間住宅については、耐震化や住宅リフォームに係る支援を行い、居住環境の向上を促します。

4-4-2 空家対策等

- 適切な管理が行われていない空家所有者等に対する助言・通知を行います。
- 防災・防犯等の観点から、老朽化した空家の解体に係る費用の助成について検討します。
- 空家バンク制度の情報提供を進め、利用者数（マッチング件数）を増やしていきます。

4-4-3 居住環境の向上

- 耐震化や住宅リフォームに係る支援を行い、民間住宅における居住環境の向上を促します。
- 耐震基準以前に建築された住宅のリフォーム等において、各機関の補助制度における特別控除等を取りまとめ、積極的に情報提供を行います。

4-4-4 都市公園等の管理

- 老朽化した設備については、引き続き点検を行いつつ、利用者からの苦情・要望を踏まえて更新・撤去等を行い、安全性・快適性の確保に努めます。また、古木化・巨木化した樹木の対策として、専門家による樹木の点検・管理のほか、樹木等の植栽による更新を行い、市民が憩える環境整備に努めます。
- 各公園の特色を活かし、地域による管理を行える公園を増やしていきます。

4-4-5 地籍の明確化

- 個人財産である地籍の確保による所有者等の確定と、頻発する自然災害等に対する防災上の適正な土地の管理と復旧における迅速化を図るため効果的な調査を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 空家等の管理は、所有者が責任を持って行いましょう。
- ・ 公園緑地については、やすらぎと潤いをもたらす場として利用マナーを守りましょう。
- ・ 住宅建築事業者は、バリアフリー化や耐震化のための情報を積極的に活用しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--------------------------------|----|----------------|----------------|
| 1 | 公営住宅等のバリアフリー化の割合【累計】 | % | 58.5 | 87 |
| 2 | 公営住宅等の入居率（入居戸数/全戸数）【累計】 | % | 77.9 | 90.6 |
| 3 | 特定空家等に認定した家屋のうち、通知3年以内に解体された割合 | % | 66.7 | 93.3 |
| 4 | 住宅耐震化率【累計】 | % | 62 | 66 |
| 5 | 地域による管理が行われている公園箇所数【累計】 | 箇所 | 2 | 3 |
| 6 | 全体計画の調査面積に対する実施済み面積の割合 | % | 36 | 76 |

----- 指標の考え方について -----

- 1 建替計画及び既存住宅改修計画に基づき目標を設定した。
- 2 政策的空家を除いた 509 戸を管理基準として目標を設定した。
- 3 危険家屋状態から早期に回避するため、解体割合 90%を目標とした。
- 4 北秋田市耐震改修促進計画に基づき目標を設定した。
- 5 規模的に可能と思われる公園を設定し、同意を得られそうな公園 1 か所を目標とした。
- 6 国土調査事業第 7 次十箇年計画期間中（R2～11）に完了させるため目標を設定した。



施策 4-5 雪対策の充実（雪対策）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市は、市内全域が積雪寒冷特別地域及び豪雪地帯に指定されており、1年の約3分の1は雪のある暮らしの中であることから、積雪による道路交通網や日常生活への影響は著しく、社会活動や経済産業活動にも大きな影響を与えています。
- 令和元年度市民意識調査において「自宅の除雪に困っていることがある」と回答した市民の割合は約8割となっています。また、約4割の市民が「市内外に移り住みたいと考えている」と回答しており、その約半数が「冬期間の生活が不安である」ことを理由に挙げており、冬期間の除雪など雪対策が生活上の大きな課題となっています。
- 除雪機械の老朽化により、修理の増加、機動力が落ちているなど、迅速、かつ安定した除雪対応に支障を来す事案が増えています。
- 高齢者や障がい者世帯等に対する除排雪支援として「福祉の雪事業」を実施していますが、高齢化により作業にあたる担い手（シルバー人材センター、技能組合会員）も年々不足してきており、需要に対する安定的な人員配置が困難になっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-5-1 除雪体制の強化

- 老朽化している除雪機械を更新します。
- 歩行者の多い歩道の通行確保に配慮した除雪に努めます。
- 交通量の多い路線の除雪を集中的に行うとともに、その他の地区については要望への迅速な対応に努めます。
- 高齢者世帯対策や、除雪オペレーター確保の観点からも ICT 機器導入を検討します。

4-5-2 高齢者・障がい者への除雪支援

- 福祉の雪事業の実施と併せ、除雪ボランティア（自治会、高校生など）も活用しながら、冬期間安心して在宅生活を継続できるよう支援します。
- 福祉の雪事業の事業者登録を推進するため、意欲のある個人や自治会に働きかけ、担い手の安定確保を図ります。

4-5-3 地域との連携による除雪

- 住宅密集地区での一斉排雪デーを設けるなど、地域一丸での取り組みを検討します。
- 市職員が自治会・町内会等に出向き地域の声を聞き課題を把握し、地域とともに課題解決に取り組めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 除雪路線の除排雪に伴う要望を行うなど、効果的な除雪作業に協力しましょう。
- ・ 交通の妨げとなる除雪行為はやめましょう。
- ・ 地域の高齢者、障がい者世帯等の除排雪や雪下ろしを支援しましょう。
- ・ 除雪委託業者は、きめ細かな除排雪を行いましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---|----|----------------|----------------|
| 1 | 自宅の除雪について特に困っていない市民の割合 | % | 20.3 | 25.8 |
| 2 | 自治会や近所の人と協力して（間口や）道路、歩道、自治会館やごみ集積所等の除雪作業を行っている市民の割合 | % | 40.6 | 48.6 |
| 3 | 福祉の雪事業の担い手として事業者登録している自治会の数 | 団体 | 5 | 11 |

指標の考え方について

- 1 市民意識調査の回答割合の高い鷹巣地区や合川地区の水準、並びに前期基本計画の目標値を参考に設定した。
- 2 R元年度市民意識調査において回答割合の高かった男性の水準を目標とした。
- 3 R元年度実績に毎年1団体ずつの増加を目標とした。

施策 4-6 下水道等の整備（下水道）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 下水道事業（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水処理やトイレの水洗化など、生活環境の改善や、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であることから、早期の整備が求められています。
- 本市の生活排水処理普及率と水洗化率は、県の平均を下回っており、下水道事業を取り巻く厳しい状況の中で、整備の促進と未加入世帯の加入促進が大きな課題となっています。また、地方公営企業法の適用により、事業の持続的な運営と経営健全化に向けた取り組みが求められています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-6-1 生活排水処理施設の整備促進

- 公共下水道については、整備計画に基づき計画的な整備に努めます。
- 合併処理浄化槽については、公共下水道及び農業集落排水区域外の地域において、事業の周知啓発や継続して補助を行い整備の促進に努めます。
- 公共下水道と農業集落排水処理施設の統廃合を進め、事業の効率化を目指します。

4-6-2 未加入世帯の加入促進

- 公共下水道及び農業集落排水供用区域における未加入世帯への粘り強く丁寧な周知啓発活動に取り組み、加入促進と水洗化率の向上に努めます。

4-6-3 下水道事業会計の健全化

- 令和2年度より地方公営企業法の財務適用となったことから、将来的な料金改定を視野に入れた料金体系の検討も踏まえ、健全経営に向けた事業の見直しや効率化等の取り組みを進め、安定的かつ持続的な運営に努めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置の必要性を理解し、生活環境の改善に対する認識を深めましょう。
- ・ 廃油等を流さない等、水質汚濁防止に向けて、家庭や地域でできることに取り組んでいきましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-----------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 水洗化率【累計】 | % | 79.7 | 93.7 |
| 2 | 経費回収率 | % | 78.8 | 90.0 |
| 3 | 合併処理浄化槽設置基数【累計】 | 基 | 1,044 | 1,224 |

指標の考え方について

- 1 県及び市の「生活排水処理整備構想」の見込みから目標値を設定した。
- 2 公共下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理の各事業経営戦略目標値等をもとに設定した。
- 3 「北秋田市地域循環型社会形成推進地域計画」で掲げる設置予定基数（30基/年）を目標値とした。

施策 4-7 上水道・簡易水道の整備（上水道・簡易水道）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 上水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、本市では、施設の統廃合を進め、効率的な供給体制の構築に取り組むとともに、計画的な漏水調査と管路更新により有収率の向上に努めています。
- 水道事業設立時に整備された施設が老朽化により更新時期を迎えていることから、計画的な施設更新を行うとともに、安全安心な水を安定供給するために適正な維持管理が求められます。
- 所管全事業に公営企業法を適用させ経営統合を行い、民間活力の導入も含めた組織の再編を行っていましたが、今後の人口減少による料金収入の減少と老朽施設の更新費の捻出といった課題に対応すべく、経営基盤のさらなる強化を図る必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-7-1 安定供給体制の確立

- アセットマネジメントに基づく施設管理を継続し、有収率の向上を図ります。
- 市民生活に欠くことのできないライフラインとして、災害に強い管網整備に取り組みます。

4-7-2 水道事業会計の健全化

- 水道事業経営の根幹となる水道料金の未収金解消に努め、収納率の向上を図ります。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- ・ 給水装置（水道メーター、給水管等）の適切な維持管理を行いましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 有収率 | % | 69.2 | 75.0 |
| 2 | 収納率 | % | 98.1 | 99.0 |

指標の考え方について

- 1 計画的に漏水調査及び管路更新に長期的に取り組む中で、通過点としての目標値を設定した。
- 2 類似団体の水準を目標値として設定した。



施策 4-8 公共交通の維持・確保（公共交通）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市は、高速道路 IC と直結した空港を有し、中心市街地と近く、また、北東北観光地のほぼ中央に位置しており、観光をはじめとした産業の振興に結びつくよう空港利用者の拡大に向けた取組が求められています。
- 公共交通機関の利用促進については、人口減少や自家用車の普及に伴い、利用者の減少に歯止めがかからない状況にあり、デマンド型乗合タクシー路線を設定するなど、交通空白地域を生じないよう努めていますが、バス及びタクシーの乗務員の高齢化が顕著であり、持続可能な公共交通維持のためには、乗務員の養成及び確保が喫緊の課題となっています。
- 市内交通資源（生活バス路線、デマンド型タクシー、診療所バス、スクールバスなど）が重複している系統の見直しと安定的な交通サービスを展開するうえで、新たな交通モード（自家用有償運送、ボランティア輸送など）の展開が求められています。
- 秋田内陸線沿線の定期利用については少しずつ減少していますが、令和元年度については地域の人口減少率 97.8% と同率であることから、乗車人数の増加を図る施策としては、定期外利用の増加が求められます。沿線住民の乗車促進を図りつつ、インバウンドを含めた観光利用による乗車人数増加に取り組むことが重要です。
- 令和 2 年度に「北秋田市地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、今後計画に掲げた取り組みを推進していくこととしています。
- 大館能代空港は、令和 2 年 10 月から羽田の政策枠コンテストにおいて 3 便化になる予定でしたが、コロナ禍により減便を余儀なくされており、利用者をコロナ発生前の水準に戻すことが課題となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

4-8-1 秋田内陸線の利用促進

- これまで実施してきた各種補助事業、イベント企画による乗車促進事業の最適化を図るとともに、沿線観光資源のブラッシュアップと新規掘り起こしを継続します。
- 鉄道会社が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止事業及びインバウンド対応として多言語化（4 言語）する会社ホームページを活用するとともに、伊勢堂岱遺跡が世界遺産に登録された後の利用促進に向けた環境を整備します。

4-8-2 バス路線・デマンド型乗合タクシーの新たな交通体系への再編及び利用促進

- バス路線等の再編については、利便増進実施計画に基づいて段階的に運行形態の見直しや整理統合を進めるとともに交通空白地域を生じさせないようデマンド型乗合タクシーを

中心に地域公共交通を確保しつつ、各地域においては地域内循環バスやエリアデマンド、自家用有償運送等の新しい交通モードの導入など、地域公共交通活性化協議会において様々な対策を検討します。

- バス利用者の促進に向けて、病院や商業施設等ニーズの高い路線を中心に路線編成を行うほか、交通弱者への運賃軽減支援策も検討を行います。

4-8-3 大館能代空港等の活用

- 秋田県や大館能代空港利用促進協議会及び加盟市町村等との連携を密にしながら、定期便3便化に向けた利活促進をはじめ、チャーター便などの増加に向けた取り組みを継続的に行うことで、利用者の拡大に努めます。
- 大館能代空港は、高速道路 IC と直結する全国でも珍しい空港であり、北東北観光地のほぼ中心に位置している空港であることを首都圏等において PR し、認知度を高めることで、旅行及びビジネス利用の選択肢となるよう努めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・公共交通の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。
- ・新たな交通体系等の1つとして地域住民が自ら運行する地域交通について考えてみましょう。
- ・田んぼアート等のイベント等に参加、協力するなど、内陸線の利用促進について一緒に考えていきましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|----------------------|----|----------------|----------------|
| 1 | 秋田内陸線の乗車人数 | 人 | 263,672 | 264,000 |
| 2 | 路線バス・デマンドタクシー等の輸送人員数 | 人 | 138,752 | 131,000 |
| 3 | 大館能代空港利用者数 | 人 | 148,761 | 233,000 |

指標の考え方について

- 1 令和元年度現状値までの回復を目標とした。
- 2 鷹巣線の減少（スクールバス化：吉野学園△7,300人）を踏まえた現状維持を目標とした。
- 3 3便化政策コンテストにおいて目指した数値（1年後ろ倒し）を目標とした。

基本理念5 みんなで力をあわせる住みよいまちづくり

[SDGsによる目標]



施策5-1 地域防災体制の充実（防災）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 甚大な被害が想定される巨大地震や、異常気象の影響と考えられる局地的豪雨などの自然災害の発生が懸念されており、防災に関する市民の関心が高まっています。東日本大震災においては、本市においても停電や断水が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。
- 本市は、米代川や阿仁川、小阿仁川、小又川などの自然豊かな河川が市内を貫流し、この流域に街や集落が形成されています。川から多くの恵みを得てきましたが、一方で、昭和47年7月洪水や平成19年9月の豪雨災害など、これまで多くの河川氾濫により甚大な被害を受けました。
- 災害から市民の生命と財産を守るため、市民の防災意識を高めるとともに、地域や関係機関との連携強化、要配慮者への支援、減災に向けた体制づくりや施設整備を進めていく必要があります。
- 台風やゲリラ豪雨等による河川氾濫等の大規模な浸水被害等を防ぐため、河川の浚渫（堆積土砂の撤去等）を実施するなど、適切な管理が求められています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-1-1 市民の防災意識の向上

- 各地区、自主防災組織※及び要配慮者避難施設等での防災・避難訓練の機会を活用しながら市民意識を高めます。
- 広報、出前講座及び防災ラジオ放送等の機会を通じて、防災情報メールの登録を促します。

※ 自主防災組織：地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織。

5-1-2 自主防災組織結成の促進、組織の充実

- 組織化を検討している地域や水害の多い地域に出向くなど、自治会・町内会への啓発を行い、自主防災組織の結成を促進します。

- 結成された自主防災組織間での情報共有に取り組むほか、防災リーダーの養成を促進し、組織の充実を図ります。
- 事業所や自治会・町内会以外の地域組織においても、自主防災組織の結成について検討します。

5-1-3 関係機関との連携強化による実践力の向上

- 実際の災害に対応した組織及び防災訓練の結果からの教訓を活かし、今後の災害発生時における役割の見直しや関係機関との連携の在り方について検討する機会を設け、実践力を高めます。

5-1-4 要配慮者の避難支援

- 自ら避難することが困難な要配慮者等については、「北秋田市災害時要配慮者避難支援プラン」に基づいて、自治会・町内会や関係機関とともに、災害発生時の避難支援及び安否確認に努めます。
- 各施設等で作成している「要配慮者利用施設避難確保計画」に基づき、避難訓練の定例化を促し、安全に避難できる体制整備に努めます。

5-1-5 減災への取り組み

- 防災ラジオの配布及び防災情報メールの登録促進を進めながら、既存の防災無線の維持管理を図り、多様な情報伝達手段による連絡体制を図ります。
- 河川氾濫等による大規模な浸水被害等を防ぐため、国・県管理の河川改修要望を引き続き行い、市が管理する河川においては底面を浚って土砂等を取り去る浚渫を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- ・ 自主防災組織を結成し、地域の防災活動や組織の充実に努めましょう。
- ・ 災害時の高齢者や障がいのある人等の避難支援に協力しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 災害に備えて何かしら準備をしている市民の割合 | % | 57.2 | 68.4 |
| 2 | 防災情報メール登録者数【累計】 | 人 | 1,645 | 2,245 |
| 3 | 自主防災組織の結成数【累計】 | 団体 | 42 | 60 |
| 4 | 防災ラジオ配布割合 | % | 71.3 | 90.1 |

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------|-----|----------------|----------------|
| 5 | 河川環境の整備【累計】 | 河川 | 0 | 11 |

----- 指標の考え方について -----

- 1 市民意識調査において、割合の高い森吉地区の水準を全市の目標とした。
- 2 効率のよい市の情報を取得する手段として登録いただくよう、毎年 100 人の増加を目標とした。
- 3 年間 3 団体の増加を目標とした。
- 4 配布割合 90%を目標とした。(※8,957 世帯⇒11,325 世帯 (2,368 世帯増))
- 5 令和3年度から実施を予定している緊急浚渫推進事業計画(案)に基づき、目標を設定した。

施策5-2 消防・救急体制の充実（消防・救急体制）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 本市の消防救急体制は、市域が広範囲であることもあり、北秋田市消防本部を中心に、森吉分署、阿仁分署、合川分署で構成されていますが、今後は体制の充実を図るためにも、消防本部の在り方について検討し、消防署所の再編を進めていく必要があります。
- 近年は、高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴う救急需要の増加等に対応するため、施設の整備や救急高度化への対応、消防職員の技能向上に努めており、救急救命士と指導救命士を毎年1名ずつ養成しています。
- 消防団においては、再編を実施したことにより、災害現場への動員数が増加し充足していることから、事業所訪問などで基本団員と機能別団員の確保に努めるとともに、引き続き地域の現状の把握に努めながら、消防団施設や消防団員の適正配置に取り組みます。
- 地域においては、応急手当法の普及啓発活動により、その場に居合わせた一般人（バイスタンダー）の応急手当の実施率が増え、社会復帰者も出ています。また、住宅用火災警報器が作動したことにより、火災を未然に防げた奏功事例が延べ19件あり、今後も市民一人一人の防火意識の高揚と応急手当法の技能促進を図ります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-2-1 市民、地域の意識の向上

- イベント等において救急啓発車等を活用した啓発活動を行い、応急手当の実施方法等に対する市民の認識を深めます。
- 自主防災組織においても救命講習会の内容を組み込むなど、地域全体での知識・技能の習得度をさらに高めます。
- 引き続き住宅用火災警報器の設置及び点検・交換を呼びかけ、高齢者世帯等への火災予防対策を強化するなど、市民の防火意識を高めます。

5-2-2 消防・救急体制の充実・強化

- 消防力を強化するため、消防車・救急車・特殊車等の消防自動車の計画的な更新を行います。
- 消防指令業務分野での共同運用に向けて広域的な連携、協力を推進します。
- 救急車需要の増加を踏まえ、ICT技術を活用した救急業務高度化への対応、2次医療機関へのワークステーションの設立など消防、救急体制の充実と高度化を図ります。

5-2-3 消防署所の再編

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、将来を見据えた消防体制の効率的な在り方を検討し、森吉・合川分署の統合をはじめとした分署庁舎の整備に取り組みます。
- 秋田県消防広域化推進計画に基づき、市町村消防の広域化について協議、検討します。

5-2-4 消防団施設等の適正配置

- 火災や災害等の出場時に安全かつ効率的な運用を図るため、消防団ポンプ等の適正な配置を検討しながら、各種災害に対応できる機動性の高い装備の充実を図ります。
- 基本消防団員と機能別消防団員の確保に向けた取り組みを行います。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 応急手当法の習得や住宅用火災警報器設置の重要性について理解し、積極的に取り組みましょう。
- ・ 地域での消火活動をはじめとする消防団の活動について関心を持ち、協力しましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|---------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 救命講習を受講したことがある市民の割合 | % | 56.6 | 60.0 |
| 2 | 住宅用火災警報器の設置率 | % | 85.9 | 95 |
| 3 | 救急救命士数【累計】 | 人 | 26 | 30 |
| 4 | 消防団充足率 | % | 83.9 | 90 |
| 5 | 消防団協力事業所数【累計】 | 事業所 | 4 | 10 |

指標の考え方について

- 1 令和元年中、救急で心肺停止状態に陥った方に対し、その場に居合わせた方による応急手当が施された割合は約 56%であり、救命講習受講者を継続的に増やすことで応急手当の実施率が高くなり、救命率の向上も期待されることから目標値を 60%とした。
- 2 総務省消防庁による住宅用火災警報器設置状況調査（無作為抽出）の設置率を基に、目標値を 95%とした。
- 3 救急車 1 台につき救急救命士 6 人の配置が必要であることから、30 人を目標値とした。（現保有台数：5 台）
- 4 基本消防団員と機能別消防団員の確保に努め、条例定員の 90%を目標値とした。（定員 760 人）
- 5 全消防団員の約 7 割が被雇用者であることから、事業所の消防団活動に対する理解と協力が必要となっているため、「消防団協力事業所表示制度」を推進し、毎年 1 事業所以上の登録を目標とした。

施策 5-3 交通安全の推進・防犯体制の強化 (交通安全・防犯体制)



施策を取り巻く環境 (現況と課題)

- 交通安全・防犯対策は、地域の安全・安心の確保に向けて警察や行政だけでなく、地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となった取組が求められます。
- 近年では、全国で高齢者ドライバーによる交通事故が多くなっていることから、交通安全意識や暮らしの安全・安心に対する一人ひとりの意識の高揚に努める必要があります。
- 交通指導員・防犯指導員による街頭指導や交通安全協会・交通安全母の会・防犯協会の各種啓発事業により交通事故件数・犯罪件数ともに単年毎の増減はあるものの、概ね減少傾向が続いています。また、交通指導員 17 名、防犯指導員 18 名が定員から欠員となっています。
- 街頭指導などを通じ、交通安全・犯罪防止の啓発活動を行うため、交通指導員・防犯指導員の欠員の補充が必要となっています。



施策での取り組み (各主体が取り組んでいくこと)

市の取り組み (主要施策)

5-3-1 交通安全意識・防犯意識の啓発

- 交通指導員・防犯指導員の定数確保に努め、街頭指導などによる交通安全・犯罪防止の啓発活動を実施します。
- 交通安全協会・交通安全母の会・防犯協会等と連携し、小中学校や敬老式での啓発活動や交通安全運動・防犯活動を通じて交通安全・防犯の各種啓発事業の充実を図ります。
- 高齢運転者の事故防止のため「免許返納制度」の啓発を図ります。また免許返納後の交通手段などについて検討を行います。

5-3-2 交通安全施設・防犯設備の整備

- 交通安全施設 (道路区画線・カーブミラー)、防犯設備 (防犯街灯・防犯カメラ) は交通量・歩行者の状況・緊急度などを考慮しながら整備し、交通事故の抑制、犯罪の未然防止を図ります。

5-3-3 犯罪被害者へのケア

- 警察及び秋田県被害者支援センター等と連携しながら犯罪被害者の支援を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 交通ルールを守り、交通事故等に遭わないよう心がけましょう。
- ・ 交通安全運動（春夏秋冬）や地域の防犯活動に参加・協力しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 交通指導隊・防犯指導隊員数【累計】 | 人 | 69 | 80 |
| 2 | 年間の交通事故件数（人身事故件数） | 件 | 16 | 35 |
| 3 | 交通事故死者数 | 人 | 0 | 0 |
| 4 | 犯罪件数（刑法犯認知件数） | 件 | 45 | 40 |

指標の考え方について

- 1 隊員の減少傾向が続いているため、前期計画策定時の隊員数を目標値として設定した。
- 2 直近5年間の平均値を基に目標値を設定した。（※北秋田警察署統計による交通事故件数）
- 3 令和元年度の水準を基に目標値を設定した。（※北秋田警察署統計による犯罪件数）
- 4 令和元年度の水準を基に目標値を設定した。（※北秋田警察署統計による犯罪件数）

施策 5-4 消費者保護の推進（消費者保護）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- インターネットやスマートフォンの普及とともに、ネット販売によるトラブルが増えており、特に若い世代の比率が高くなっています。こうしたトラブルの防止や特殊詐欺に巻き込まれないよう、自分自身で守る力を身につける取組を強化していく必要があります。
- 本市では、平成 28 年度より消費生活相談窓口を消費生活センターとして消費生活相談員を配置しています。近年の相談内容のうち、電話・ネット販売でのトラブル比率が高くなってきており、1 件当たりの金額及び年間救済金額は増加傾向にあります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-4-1 特殊詐欺防止意識の啓発

- 消費者月間・文化祭等イベント時に特殊詐欺被害防止の啓発チラシの配布及び出前講座での講演による啓発を行います。
- 市内小中学校へ啓発チラシの配布に加え、啓発 DVD を貸出して若年からのトラブル防止の啓発を行います。

5-4-2 消費生活相談体制の充実・整備

- 消費生活センターについて周知を図るとともに、消費生活相談員による相談、啓発チラシの配布、出前講座の実施等を通じて、相談・情報提供・啓発を進めます。
- 高齢者など消費者被害の防止を図るため「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置します。

5-4-3 消費者取引の適正化

- 店舗で販売されている商品における、品質表示の立ち入り検査等に取り組みます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 悪質な商法やネット販売によるトラブルに巻き込まれないための正しい消費者知識を身につけましょう。
- ・ 高齢者等への声掛けなど、地域で特殊詐欺被害防止に取り組んでみましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 消費生活に関する講座、研修会参加者数 | 人 | 168 | 200 |

指標の考え方について

- 1 令和元年度の実績値から5年で20%の増加を目標とした。

施策 5-5 男女共同参画社会の実現（男女共同参画）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 近年の男女共同参画をめぐることは、社会全体として参画への意識が少しずつ進んでいるものの、依然として女性の活躍推進、政策・方針形成過程への女性参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、多くの課題があります。
- 市審議会、委員会への女性登用については、現状は前期計画当初を下回る結果となっており、市における女性管理職の登用についても、目標値の達成には至っていない状況です。
- 本市では、男女共同参画の意識や考え方が市民、社会に浸透するよう、男女共同参画社会づくり講座の開催、チラシの配布、広報への掲載を行っています。講座の参加者は、毎年80人ほどと多いものの、新規参加者の掘り起こしが課題となっています。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-5-1 市民への意識啓発

- あきた F・F 推進員とも連携しながら男女共同参画社会づくり講座やワークショップを開催し、チラシの配布、男女共同参画月間での広報への掲載など市民への意識啓発を進めます。
- 男性の育児参加を促すため、パンフレット等の作成・配布（育男手帳等）を検討します。

5-5-2 事業所における取り組み推進

- 男女ともに働きやすい職場環境の構築、意識改革に努め、ワークライフバランスの実現に取り組むとともに、男女イキイキ職場宣言事業所の取組を各事業所に働きかけます。
- 理念啓発のため、男女共同参画社会づくり講座の開催、チラシの配布、男女共同参画月間での広報への掲載を行います。

5-5-3 市民参画、行政内部における女性の活用

- 市の審議会、委員会への女性参画率については委員改選時等に各関係部署へ女性の登用について引き続き呼びかけ、関係部署と情報共有、共通認識のもと、市民への意識啓発に努めます。
- 職員の年齢構成や男女比率を把握し、将来的な女性管理職登用に向け、意見交換会やキャリアアップのための各種研修会への積極的な参加を推進するなど、管理職育成のための適正な体制づくりに取り組みます。

- 各種会議・審議会等において、男女ともに多様な人材の選任を図り、また女性職員の登用の拡大を進めます。

5-5-4 学校・教育における取組の推進

- 教職員・児童・生徒が男女の固定的なイメージを持つことのないような指導・学校運営を進めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 地域活動・家事・育児・介護などは、男女で互いに協力して行いましょう。
- ・ 男女共同参画の理念を理解し、地域や職場など、様々な場面で男女がともに活躍できる環境づくりに努めましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--------------------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 市の審議会、委員会等の女性参画率 | % | 25.7 | 28.7 |
| 2 | 市役所における女性管理職員の割合 | % | 21 | 30 |
| 3 | 男性の家事・介護・看護・育児にかかる時間数の割合 | % | 24 | 30 |
| 4 | 市役所における男性職員の育児等に伴う休暇の取得割合（取得職員/対象職員） | % | 55.6 | 100 |
| 5 | 市役所における男性職員の育児休業の取得割合（取得職員/対象職員） | % | — | 50 |

指標の考え方について

- 1 将来的に女性委員が各定数の半数となることを目標に、期間中に3%増を目標とした。
- 2 第3次行財政改革大綱実行プラン及び現在の職員構成状況を鑑み、主幹級以上の職員を管理職として目標値を定めた。
- 3 男性の育児等にかかる時間数の増加を目標とした。当面は総務省社会生活基本調査の秋田県実績より算定するが、市民意識調査の調査項目として追加し、市の数値を把握することとする。
- 4 男性職員の育児に伴う休暇制度の周知を図り、対象となる男性職員が育児に伴う休暇を取得しやすい職場環境を目指すこととして目標値を定めた。
- 5 令和元年以前、育児休業取得する職員はほとんどいないため、期間中に対象職員となる職員の半数が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図ることとして目標値を定めた。

施策 5-6 移住定住の促進（移住・定住）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 近年、全国的に若い世代を中心に地方移住に対する意識が高まるなか、新型コロナウイルス禍により、安心して暮らせる場を求めて、より一層、地方回帰に対する機運が高まっています。
- 本市においても移住者数は増加傾向にあり、令和元年度には 46 世帯 64 人の方が移住し、20 代及び 30 代の若い世代が半数以上を占め、約 7 割が東北や関東から移住しています。
- 移住定住にあたっては、時代のニーズに適した相談体制の構築が求められているほか、移住希望者を本市に惹きつけるため、情報通信が多様化する社会で移住希望者の目に留まるような効果的な情報を発信していくことが課題となっています。
- 地域の担い手としての活躍を促し、地域の活力を維持・発展させるために多様な形で関わりながら本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくるための関係人口の創出・拡大への対応が求められています。
- 首都圏と地方といった 2 地域以上を生活の拠点として暮らす多拠点居住、二拠点居住のライフスタイルの需要に対し、移住定住の中のひとつとして対応が求められています。
- 未婚化や晩婚化により全国的に少子化が進むなかで、本市においても出生数の減少が続いているため、結婚を契機とした本市への移住・定住や出生数の増加に向けた多様な支援が求められます。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-6-1 時代のニーズに即した「きたあきた暮らし」の魅力と移住施策の情報発信、移住希望者との接点づくり

- 移住希望者を本市に惹きつけるため、「きたあきた暮らし」の魅力や移住施策について、多様な情報通信メディアを活用して、効果的な方法により情報を発信します。
- 移住ガイドブックの制作や動画共有サービス、SNS 等の活用により、移住希望者との接点を持つほか、本市の知名度を高め興味・関心を持ってもらうことで移住希望者の増加につなげます。

5-6-2 オーダーメイド型の多彩な移住体験メニューの提供

- 移住希望者の希望に応じて、農林業・観光等を呼び水に多彩な体験メニューの設定によるオーダーメイド型の移住体験を実施し、本市の生活や雰囲気を実際に体感することにより移住前の不安要素の軽減を図り、移住への意識を高めます。
- 移住体験のオンライン化を推進し、本市へ来訪しなくても「きたあきた」を体験できる体

制を構築します。

5-6-3 多チャンネルの窓口の開設による移住相談及び移住施策の奨励と創造

- ワンストップ窓口による移住や暮らし（居住・就業・就農・結婚・子育て等）に関する情報提供を行います。
- オンライン相談を活用し、担当者と対面しながら相談し易い環境の中で移住施策を案内するとともに、動画や画像配信を交えて「きたあきた」のイメージをより具現化しながら、移住に対する不安解消に努めます。また、適時オンライン相談ができるよう、専用スペースを確保します。
- 地域おこし協力隊「移住コーディネーター」の効果的な活用により、きめ細かな移住相談に対応するほか、相談等を通じて移住希望者のニーズ発掘に努め、新規移住施策を必要に応じて検討、創設します。

5-6-4 移住者と地域のネットワークづくりの支援

- 移住者が本市での新たな出会いを通じて地域に溶け込み、孤独感を感じずに生活するため、「北秋田移住定住ネットワーク スムスム」等の移住者団体や移住支援サポーターと連携しながら、移住者と地域住民と交流する場の設定を支援します。また、移住後のフォローアップに取り組みます。

5-6-5 若者の市内就職による定住の奨励

- 奨学金等返還支援制度の実施により、就職や進学で転出する若者の U ターンと定着を図り、地域産業の担い手となる人材を確保します。
- 市広報やホームページ、SNS 等を通じて中高校生やその保護者に対する情報提供を行い、認知度向上に努めます。
- 学校（小中高校）での授業において、地域おこし協力隊と共に地元への定住を考えるきっかけづくりに努め、愛郷心の醸成を図ります。
- 学校を卒業と同時に本市に就職・定住する若者を応援する施策を創設します。

5-6-6 移住希望者の就職支援と地場産業の活性化

- 移住希望者の希望する職業を体験しながら就業に結びつくよう、事業者の登録を積極的に促すほか、人材不足となっている地場産業の担い手の確保と地域の活性化につなげます。
- 移住希望者が希望する地域に居住し就業できるよう、空家バンク制度等を有効に活用した住宅支援に努めます。

5-6-7 移住定住へ向けた結婚支援

- 地域おこし協力隊「結婚コーディネーター」の効果的な活用により、婚活イベントの開催やカップル成立後のフォローアップに取り組みます。
- 婚後も引き続き本市に居住する若者夫婦に対して、応援金の交付支援を行うなど、定住

を促す支援を継続します。

5-6-8 新しい人の流れの創出

- 阿仁マタギ等の本市の宝（地域資源）を活用した企画により、つながりのキッカケをつくり、関係人口の創出と拡大を図ります。
- 都市と本市に二つの拠点をもち、定期的に本市でのんびり過ごしたり、仕事をする二拠点居住の希望者に対し、お試し体験を通じ二拠点居住を促進し、地域とのつながりの構築を図ります。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 移住者の住まいとなる空家情報の提供や空家バンクの登録に協力しましょう。
- ・ 移住支援団体等と連携しながら、移住希望者を地域の一員として受け入れ、移住・定住につながるよう関わっていきましょう。



数値目標

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|--|----------|----------------|----------------|
| 1 | 行政が窓口となった年間移住者数 【令和3年度以降の累計】 | 世帯 ・人 | 128世帯 170人 | 363世帯 460人 |
| 2 | 移住定住相談者数【累計】 | 人 | 427人 | 1,257人 |
| 3 | 体験移住参加者数【累計】 (ツアー参加者、オンラインツアー参加者含む) | 人 | 166人 | 526人 |
| 4 | 移住定住情報提供者登録者数【累計】 | 人 | 143人 | 423人 |

指標の考え方について

- 1 年間 40 世帯 50 人を目標値として設定した。
- 2 年間 150 人を目標値として設定した。
- 3 年間 60 人を目標値として設定した。
- 4 年間 50 人を目標値として設定した。

施策 5-7 行財政改革の推進（行財政改革）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

（行財政運営）

- 少子高齢化や人口減少の進展、市民のライフスタイルの多様化、地方分権の推進等、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、行政需要はより多種多様化、高度化しています。
- より高度化する行政需要に対応する自治体職員数は、行政改革による定数削減や団塊世代職員の大量退職等を背景として減少している状況にあり、いかに行政運営をスリム化・効率化するかが課題となっています。
- 本市では、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（ICT）を活用し、コンビニ収納、コンビニ交付を導入するなど、市民の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図っています。
- 財政運営については、地方交付税の合併算定替えの特例期間による段階的な縮減が終了し、高齢化による扶助費の増大が見込まれること等から年々厳しさを増すことが想定されており、さらなる経費削減や自主財源の確保が求められています。
- 行政評価については、事務事業評価を平成 25 年度から着手し、令和元年度末まで 47 件の事業評価を終え、評価年度以降に活用しています。また、指定管理者制度については、市民病院をはじめ福祉、観光、教育施設等に導入しています。
- 自治会館を中心とした指定管理施設の譲渡に伴う財産処分を行っているものの、人口減少に伴う維持費用等財源不足及び当該施設の老朽化により処分が進展しないことが課題となっています。

（電子自治体）

- 電子自治体システムは、各課にわたり広範囲に該当する内容になるため全体的な推進計画の作成などが必要となります。

（広報・広聴）

- 本市では、広報きたあきたの発行、市ホームページや市公式 SNS などを活用し、市民に必要な情報や観光情報などを発信しています。また、市ホームページの問合せ入力フォームから、各種問合せ、ご意見などをいただくことが可能となり、市民の様々なご意見、ご質問に対応しています。
- 情報通信技術の発展とともに、今後はホームページや SNS 等から多くの人が情報を得ることが考えられるため、有効なツールであると感じられるような、時代に合わせた活用を考える必要があります。特に行政への理解や手続きの仕方などについては、5G 世代も念頭に、より理解しやすいよう動画等を用いた発信も検討する必要があります。また、普及率が向上している防災ラジオも有効な情報伝達ツールとして活用していく必要があります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-7-1 行政運営のスリム化と効率化

- 今後の地方公務員制度改革を見据え、効率的な定員確保のほか持続可能な行政運営のため適切な組織の在り方を検討し、令和4年度からの第3次職員適正化計画の策定に向け取り組みます。
- RPA等のICT先進技術を導入することで事務の効率化を図り、将来的に人口減少に伴う職員数の減少が起こった場合でも対応できる体制整備に努めます。
- 行政評価制度の運用により市政の課題を整理するとともに、行財政改革大綱をもとに時代の変化に応じた行財政改革の取組を進めます。

5-7-2 財政運営の健全化

- 今後想定される、コロナ禍の影響による納入者の状況把握に努めるとともに、これまで同様、公平・公正な収納体制の強化に取り組みます。
- 未収金については、徴収不能の事例の整理、法的対応措置の状況の記録等により、今後の対応について債権管理委員会で検討します。
- 事務事業の精査やさらなる経費節減等、財政の健全化に努めます。

5-7-3 市職員の意識改革・能力向上

- 人事評価制度の運用を確立させ、目標達成に向けて取り組むことにより市職員の意識改革、能力向上を図り、組織力を強化します。
- 従来の職員研修を見直し、外部講師を招へいするなど、管理職をはじめとする職員がより参加しやすい研修を計画し、職員の育成に努めます。
- 職員一人一人が厳しい財政状況を今一度確認し、限られた財源で最大の事業効果が発揮できるよう、意識改革、能力向上を図ります。
- 市職員の地域行事や事業への積極的な参加を促し、市民との交流を深めつつ、市の情報を発信するとともに地域の現状把握と課題等の情報収集に努めます。

5-7-4 電子自治体システムの構築促進

- 市民と市役所、国や自治体間の手続きの電子化を進めます。（電子申請届出サービスの利用範囲の拡大。マイナンバーカードの健康保険証利用への対応、各種団体とテレビ会議を可能とする庁舎内Wi-Fi環境の整備。電算システムの計画的なクラウド化など。）
- システム構築とセキュリティ強化を進めるとともに、各種の研修を通じて、職員の情報リテラシーの向上を図ります。

5-7-5 広報・広聴の充実

- 広報きたあきたの定期発行、SNS での発信、動画チャンネルの充実などに取り組み、市ホームページについては、市職員自らが発信できる体制のもとコンテンツの充実を図り、市内外において情報が取得しやすい環境を整え、より理解しやすい行政サービスの構築に努めます。
- 北秋田市ふるさと大使などを効果的に活用して、市の魅力や取り組みを発信し、知名度向上とイメージアップにつなげます。
- 自治会・町内会等からの要望、タウンミーティングや市民意識調査等により市民の意見や要望等を的確に把握し、市政に反映させます。また、ホームページメールフォームを通じた問合せ等については的確に対応します。
- 市の各種計画策定や計画の進捗管理を行う委員会等の開催に当たっては、公募市民や女性参画を推進するとともに、パブリックコメントを通じて計画に市民の意見を反映させます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・市の取組や財政状況について関心を持ちましょう。
- ・マイナンバーカードを取得しましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-----------------------------|----|----------------|----------------|
| 1 | 職員数【累計】 | 人 | 478 | 472 |
| 2 | 実質公債費比率 | % | 10.9 | 11.1 |
| 3 | 将来負担比率 | % | 58.5 | 85 |
| 4 | 債権等（市税・負担金・使用料等）収納率 | % | 98.5 | 98.7 |
| 5 | 市役所職員の窓口や電話での対応が良いと答えた市民の割合 | % | 59.8 | 63 |
| 6 | ホームページの年間アクセス数 | 件 | 631,812 | 632,000 |
| 7 | 何かしらの市政情報を得ている市民の割合 | % | 94.3 | 98 |
| 8 | SNS へのアクセス数(twitter) | 件 | 684,000 | 752,400 |
| 9 | 電子申請届出サービスの利用の拡大 | 件 | 1 | 10 |
| 10 | RPA を導入する業務数 | 業務 | — | 10 |

指標の考え方について

- 1 第3次北秋田市行財政改革大綱実行プランを鑑み期間中に現状値から6名減を目標とした。
- 2 令和2年度で地方交付税の段階的縮減が終了したことを踏まえて行った財政課シミュレーション結果を目標値とした。
- 3 令和2年度で地方交付税の段階的縮減が終了したことを踏まえて行った財政課シミュレーション結果を目標値とした。
- 4 平成30年度、令和元年度と98.5%以上を維持していることから、期間中に98.7%の収納率を目標値とした。
- 5 前期計画の市民意識調査による目標値をほぼ達成していることから、職員の更なる意識改革、能力向上を目指し期間中に3%増を目標とした。
- 6 人口が減少傾向にあるため、現状と同等程度のアクセス数を得ることを目標とした。
- 7 市民意識調査において、回答割合の高い森吉地区の水準を全市の目標とした。
- 8 SNSを活用し情報を得る方が多くなっているため、より多くの方が活用できるよう現状の10%増を目標とした
- 9 子育てワンストップサービスのみとなっており、このほかにも各種の申請にも活用することを目標とした。
- 10 新たにRPAを導入し、業務の効率化を図ることを目標とした。



施策 5-8 地域間交流の推進（地域間交流）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 他自治体との交流については、東京都国立市と文化、教育、経済、観光等において広く市民相互の交流を図り、両市のさらなる親善と振興を図ることを目的に、平成 30 年 10 月 18 日「友好交流都市協定」を締結しています。
- 国立市との交流では、「合川まと火」「マタギの知恵体験」「国立友好の森記念植樹」の体験交流のほか、国立市内イベントでの物産販売などを通じて、輪が広がりつつあります。
- 東京都屈指の学園都市である国立市との交流は、今後も交流機会や範囲を広げていく必要があり、学生及び事業者等との交流による地域活性化の推進や、民間レベルでの経済交流促進等が考えられます。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-8-1 教育・文化交流の促進

- 子どもたちの交流を中心に実施している「合川まと火」「マタギの知恵体験」「国立友好の森記念植樹」の継続と、学生を中心とした教育実習・ボランティア活動の受入などを推進します。また、それらを契機として他の取り組みへの展開を目指します。
- 国立市民にとって「第 2 のふるさと」となるような取組を進め、地域間の交流をさらに深めます。

5-8-2 経済交流の活性化

- 特産品を中心とした物産販売を通じ、持続的な経済交流について推進します。
- 学生との交流による新たなビジネスモデルの構築による地域経済の活性化に努めます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・ 国立市民を「第 2 のふるさと」として温かく受け入れ、各種交流事業での受入協力や交流機会に参加しましょう。

施策5-9 新しい生活様式への対応（新しい生活様式）



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 新型コロナウイルスの世界的な流行は、人々の生命や健康はもとより社会経済に甚大な影響を及ぼしています。今後は、新型コロナウイルスと共存し、一定の収束後を見据えたその後の社会（ウィズコロナ・アフターコロナ時代）を見据え、新しい生活様式に対応した取組を進めていく必要があります。
- 新しい生活様式への対応にあたっては、経済活動、医療、教育、働き方等、様々な場面において、情報通信技術（ICT）を活用したオンラインの導入等による感染リスクの抑制や周囲に感染を拡大させない取組に加えて、外出困難な高齢者・障がい者への配慮など、生活利便性や業務効率の向上の観点から推進していくことが求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、直接人と対面するコミュニケーション機会が大きく減少し、その重要性が再認識される場面も多くなっています。こうした実際に見たり、触れたりする現実の価値を見つめ直し、本市の魅力や特性を発信していくことで、関係人口等の創出につなげていくことも重要となります。



施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

市の取り組み（主要施策）

5-9-1 リモートワークの普及に対応した働き方への対応

- 「人を誘致する」という新たな視点を取り入れ、リモートワークやテレワーク、ワーケーションなどの新しい働き方の定着につながる環境を整備し、本市への人の流れの加速につながるよう取り組みます。

5-9-2 オンライン化による暮らしやすさの実現

- 市民生活においてもオンライン化を推進し、生活の利便性や業務効率の向上を図ります。

5-9-3 情報通信技術（ICT）を活用した人と人との交流やつながりの創出

- 移動に制約がある中においても、ICT 技術を活用してリモートによる交流会やオンラインツアー・イベントを開催し、観光 PR や若者の交流、婚活、移住体験など幅広い分野において可能な限り対策をしていきます。

5-9-4 ワケーションを活用した関係人口の創出

- 本市における魅力ある体験や社会貢献活動などを組み合わせたテレワーク・ワーケーションモデルを構築し、大都市圏に広く情報発信を行うことにより、関係人口創出に結びつけ、

新たな地域の担い手の確保や地域課題の解決につなげていきます。

協働による取り組み（市民や地域・事業者に期待する役割）

- ・感染予防を意識した取組とともに、生活の様々な場面や働き方等において、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応する新しい生活様式を実践していきましょう。
- ・生活の利便性向上にむけて、情報通信技術を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。



数値目標

| No | 指 標 名 | 単 位 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----|-------------------------------|-----|----------------|----------------|
| 1 | 北秋田市でテレワーク（ワーケーション）に取り組んだ事業所数 | 事業所 | — | 10 |
| 2 | オンライン（リモート・SNS含む）での移住定住相談者数 | 人 | — | 225 |

指標の考え方について

- 1 市の施設において、受け入れた事業所を年2事業所として目標を設定した。
- 2 オンライン（リモート・SNS含む）での移住定住相談者数を目標として設定した。